

# 参考資料

平成29年11月9日



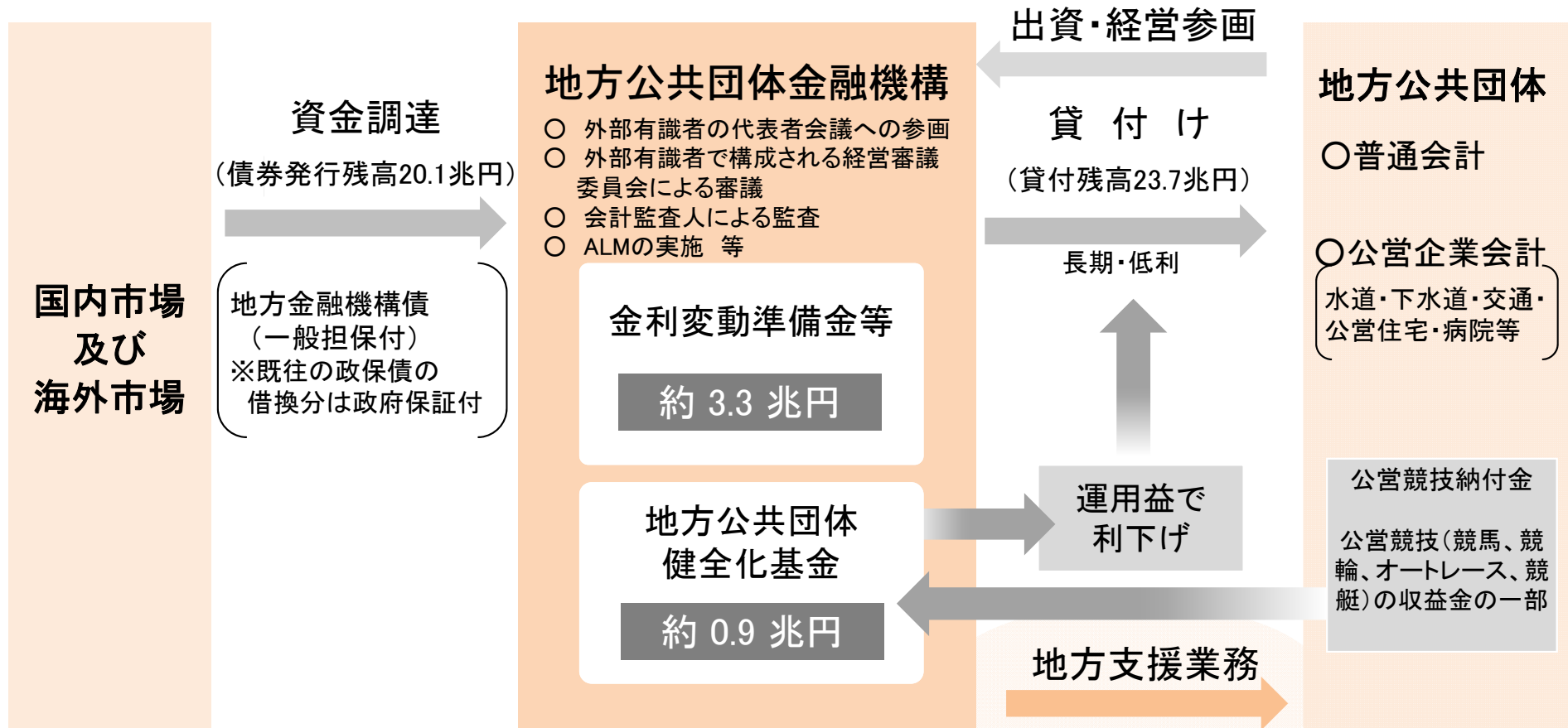
# 目次

地方公共団体金融機構の概要 .....	1
機構法の施行状況 .....	6
地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完 .....	30
業務の重点化 .....	41
自主的かつ一体的な経営の確立 .....	48
地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況 .....	51

# 地方公共団体金融機構の概要

# 地方公共団体金融機構の概要

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対し、長期かつ低利の地方債資金を融通</li> <li>地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援業務</li> </ul>
出資	全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から約166億円（平成29年4月1日現在）
貸付規模	1兆8,117億円（平成29年度地方債計画計上額。同計画に占める機構資金割合 15.6%）



※計数は平成29年3月末現在

# 地方公共団体金融機構の沿革

昭和32年～

## 公営企業金融公庫

- ・ 貸付対象は主に公営企業債
- ・ 国の特殊法人（国全額出資）

平成20年～

## 地方公営企業等金融機構

- ・ 貸付対象は主に公営企業債
- ・ 地方共同法人

平成21年～

## 地方公共団体金融機構

- ・ 貸付対象を一般会計債に拡大
- ・ 地方共同法人

～ 昭和32年

### 公営企業金融公庫設立

- 第2次世界大戦後、猛烈なインフレと資金逼迫の中で、昭和20年代後半に至り地方団体の赤字が急激に拡大した。地方財政の再建が最大の課題となる中で、公債費の累増に対処して一般会計債を漸減するとともに、地域住民の福祉向上を積極的に行うためには公営企業に係る事業の拡充を行うしかない状況の下で、昭和32年に公営企業に係る地方債についての資金を融通する機関として公庫の設立に至った。

昭和50～53年

### 公営企業金融公庫の発展と貸付範囲の拡大

- 国・地方ともに大幅な財源不足に見舞われる中、特に昭和50～53年にかけては公庫の貸付対象を普通会計債にまで拡大する公庫改組問題が課題となり、最終的に、公営住宅建設事業等の他、臨時地方道整備事業・臨時河川整備事業・臨時高等学校整備事業の臨時3事業が貸付対象に追加された。

平成13～20年

### 政策金融改革と地方公営企業等金融機構の設立

- 平成13年の「特殊法人等整理合理化計画」において、政策金融改革の在り方については、できるだけ早い時期に結論を得ることとされ、平成14年の「政策金融改革について」において、平成20年以降に新体制への移行を図ることとされた。
- 政策金融改革において、公営企業金融公庫は政策金融のスキームで行う必要はなく、廃止するものとされ、廃止後の新たな仕組みとして、地方分権の趣旨も踏まえ、全ての地方公共団体が出資し、共同債権発行機能を担う新組織として地方公営企業等金融機構が平成20年に設立された。

平成21年

### 金融ショックに対する生活対策を発端とした一般会計への貸付対象拡大と地方公共団体金融機構への改組

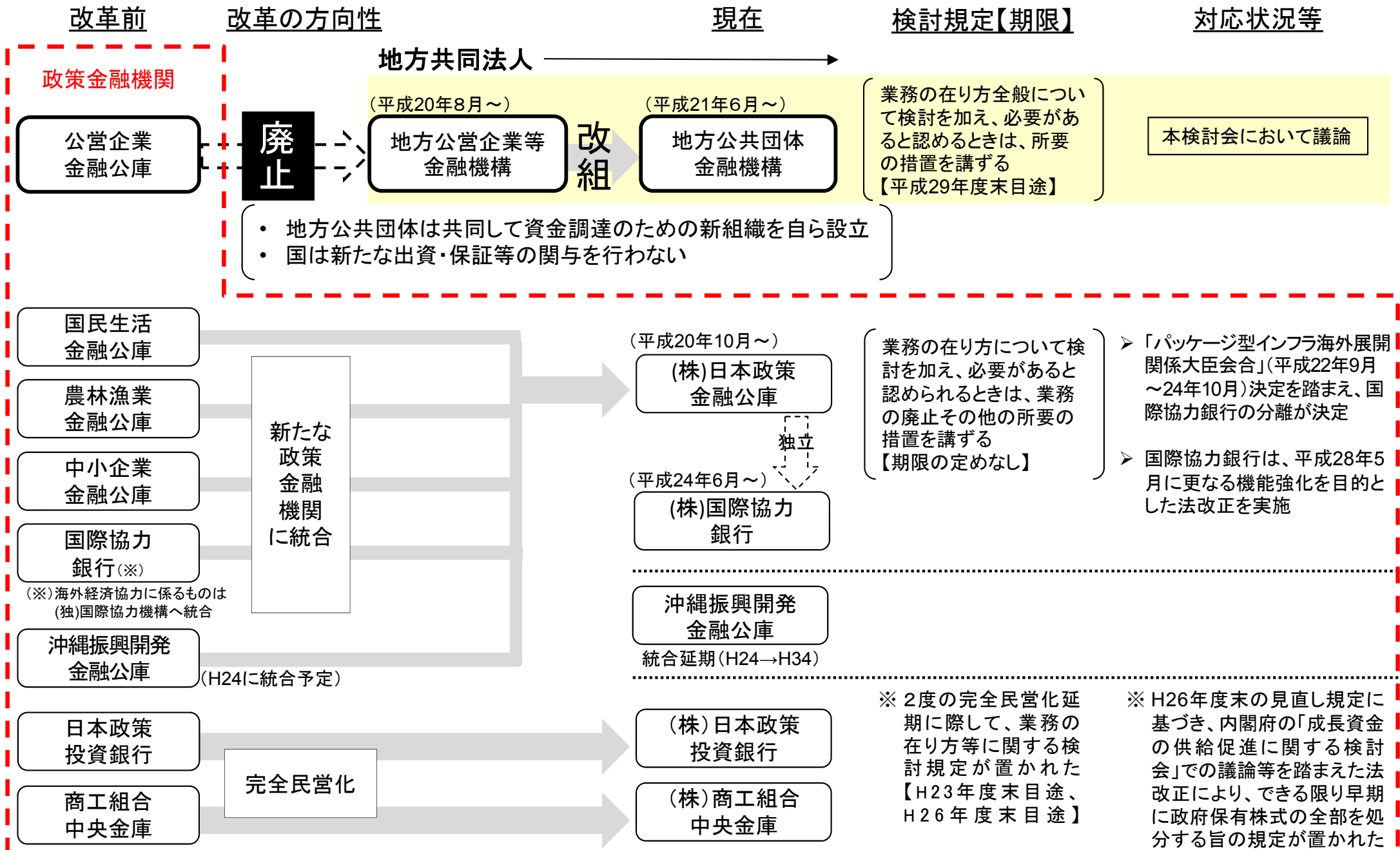
- 米国サブプライムローン問題に端を発した信用不安が深刻化し、金融資本市場に混乱が生じた。この危機に対して、平成20年10月に「新たな経済政策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において、「生活対策」が決定された。「生活対策」の重点分野のうちの一つである「地方の底力の発揮」において、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれ、総務大臣から地方財政審議会に対して、当該金融機構の創設についての検討の要請がされた。
- 総務大臣からの要請に基づいて設けられた「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」での議論において、地方の共同資金調達機関として創設されたにもかかわらず、貸付対象が原則として公営企業に限定されていることから、一般会計への貸付を可能とすることにより早急に解消を図るべきであるとされた。検討会での議論を踏まえて、地方交付税法等の一部を改正する法律において貸付対象に一般会計債が追加されるとともに、地方公共団体金融機構へ改組する内容が盛り込まれ、平成21年6月に同機構へ改組された。

# 地方公共団体金融機構への改組（貸付対象事業の一般会計への拡大）

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」を実現するため、地方公共団体金融機構へ改組

	貸し手	貸付対象		平成29年度地方債 計画額（兆円）
公助	国（財政融資資金）	一般会計債等	公営企業債	2.9
共助	地方公営企業等金融機構	対象外	原則として 公営企業債のみ	
	地方公共団体金融機構	一般会計債等	公営企業債	1.8
自助	銀行等	一般会計債等	公営企業債	3.1
	資本市場（市場公募債）	一般会計債等	公営企業債	3.8
<b>資金調達の 自主性・自立性</b>				<b>合計 11.6</b>

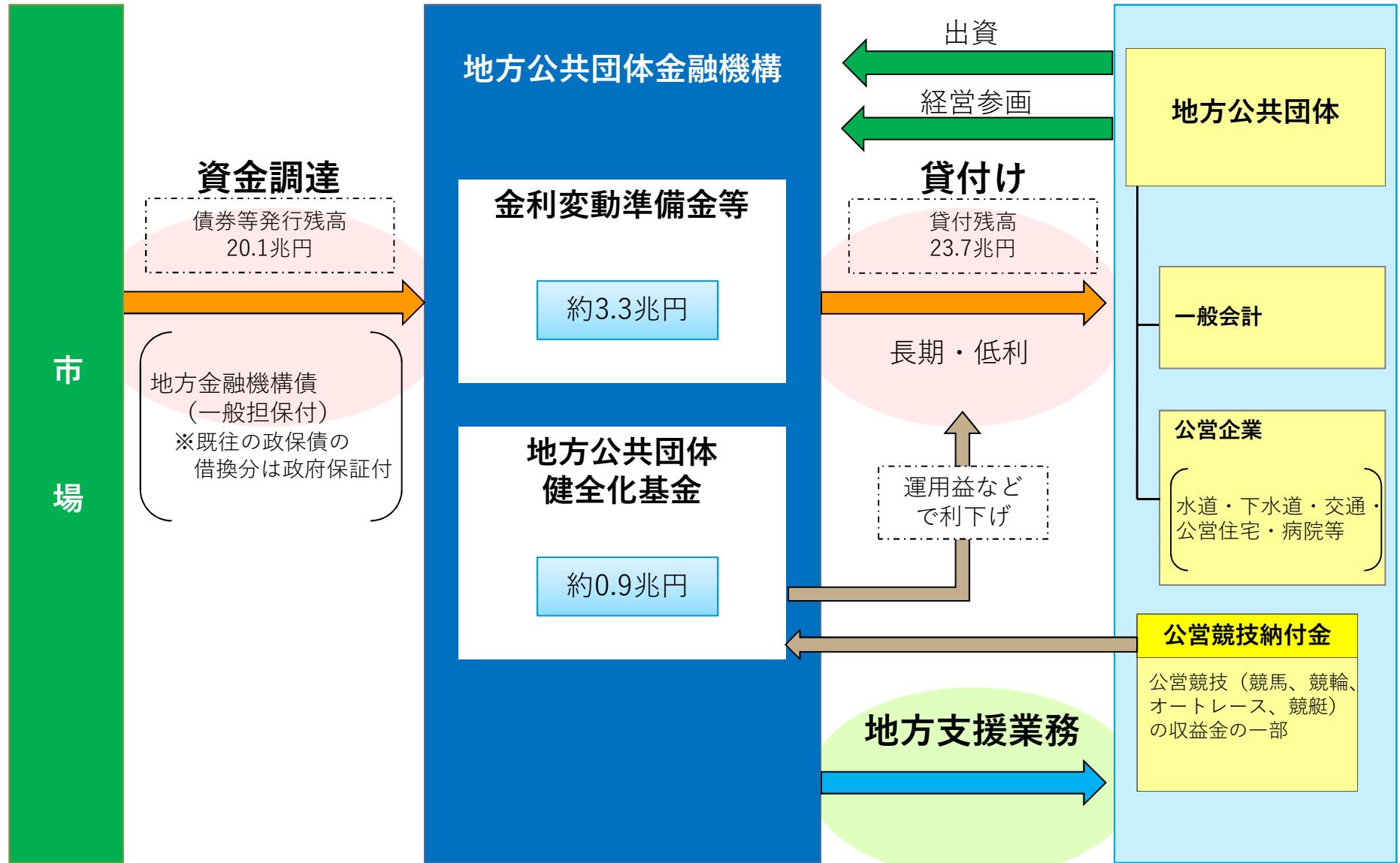
# 政策金融改革の状況





# 機構法の施行状況

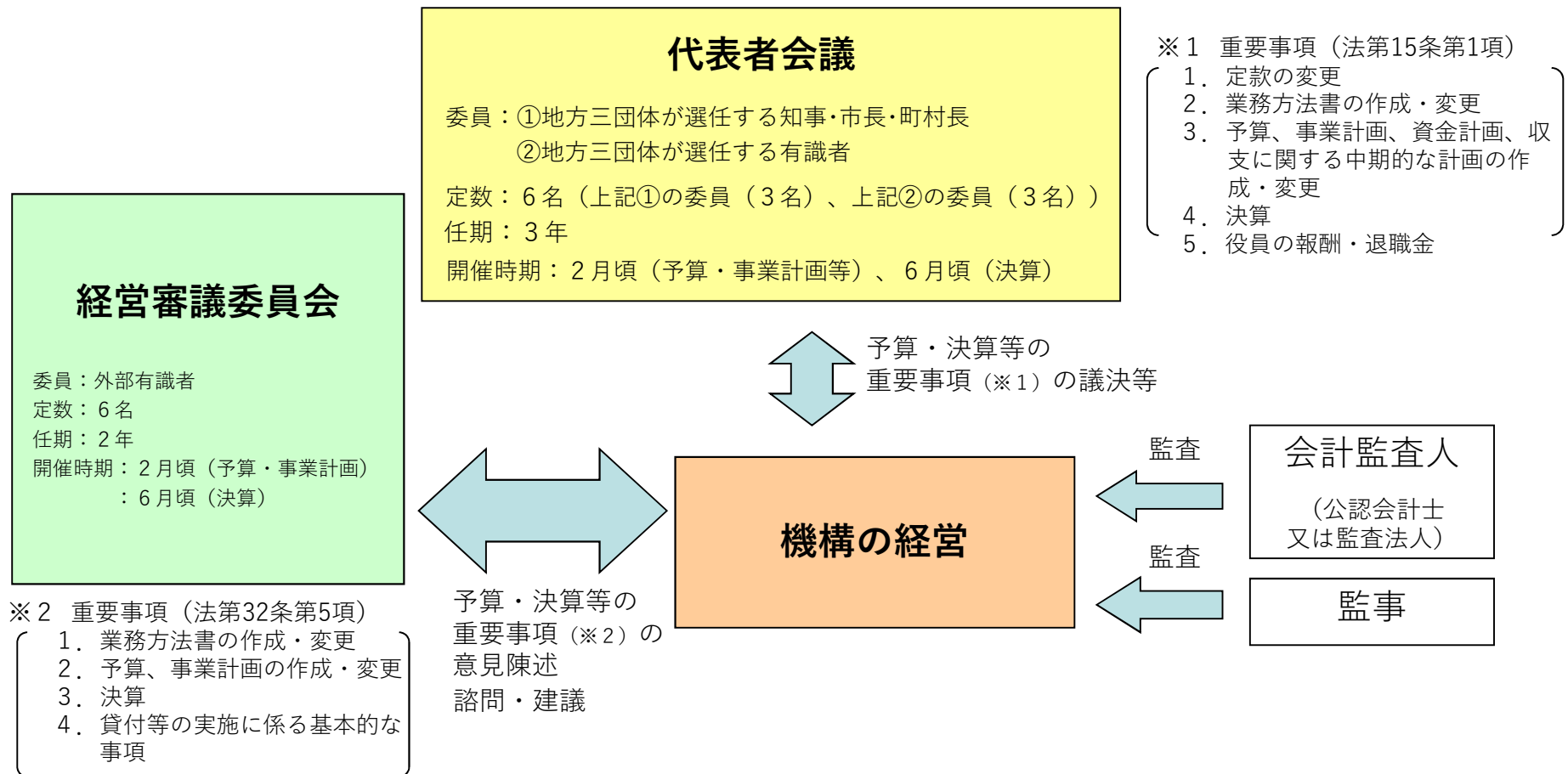
# 基本的な仕組み



(計数は平成29年3月末現在)

## 地方公共団体及び外部有識者等によるガバナンス

- 地方公共団体の代表者等で構成される代表者会議が、最高意思決定機関として予算・決算等、機構の運営全般にわたる重要事項についての議決権等を有しており、そのガバナンスの下、自律的に運営。
- 外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や会計監査人の監査等により経営をチェック。



## 経営におけるリスク管理

- 機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、債券等借換え時の金利リスクを負っている。（逆に言えば、地方公共団体は機構から、借換えリスクを負うことなく長期資金を調達することができる。）
  - このため、機構においては、金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM<sup>(※)</sup>委員会を設けて、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行い、デュレーション分析、シナリオ分析、VaR分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めている。
  - その一環として、デュレーションギャップ（一般勘定）を概ね2年以下とする管理目標を平成21年度から平成29年度までで設定し、その進捗状況とともに公表している。
  - この目標を達成するため、資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいる。
  - 貸付けにおいては、資産（貸付け）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしている。
- ※ ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）の総合管理（Management）を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法。

### <デュレーションギャップ（一般勘定）の推移>

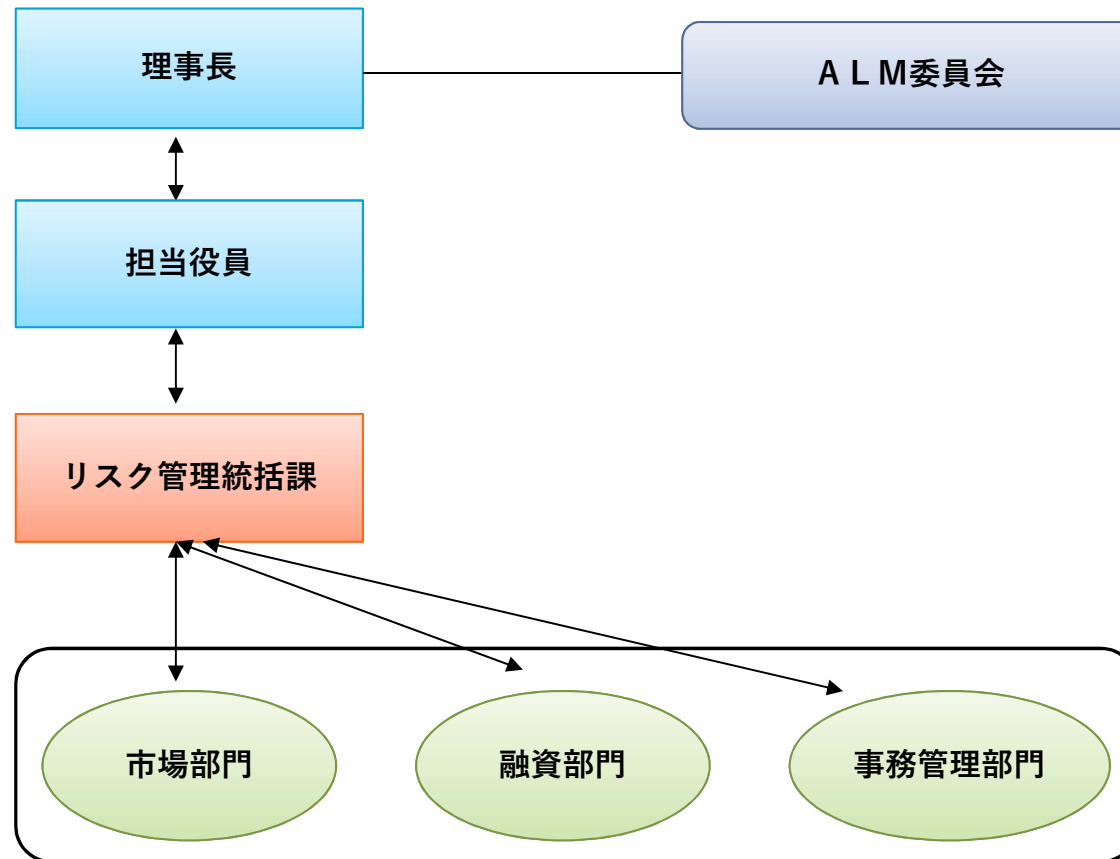
（単位：年）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸付デュレーション (A)	11.63	10.66	10.10	9.72	9.11	8.98	8.96	8.53
債券デュレーション (B)	10.49	9.54	9.13	8.61	8.04	7.83	7.66	7.34
デュレーションギャップ (A-B)	1.14	1.12	0.97	1.11	1.07	1.15	1.30	1.19

## 適切なALM管理

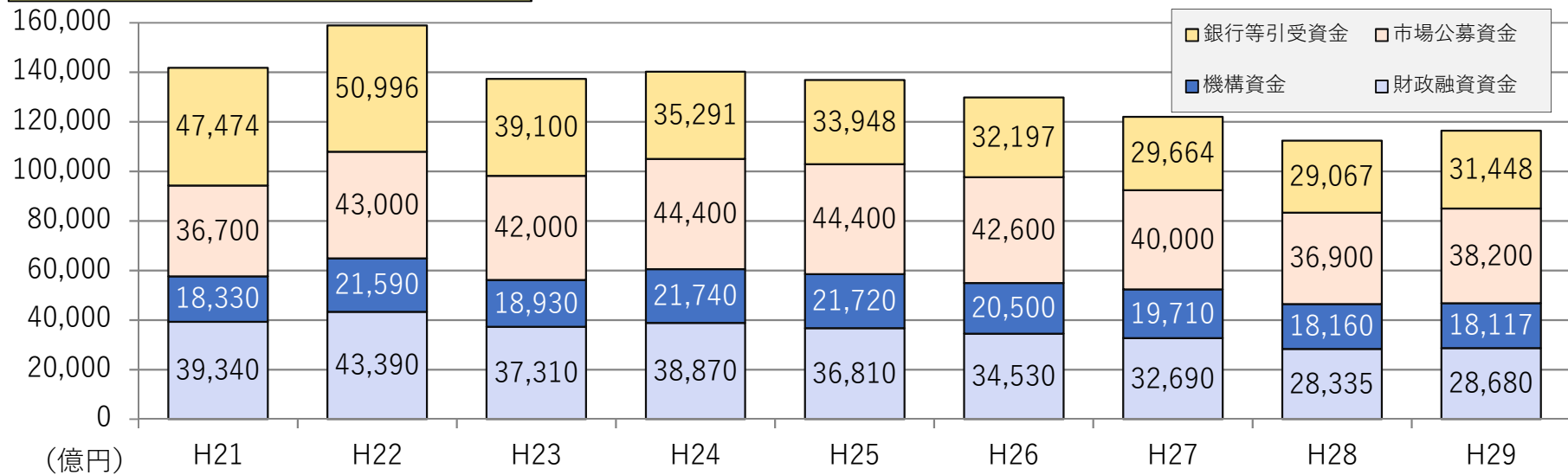
- 機構の資産・負債構造の特性に鑑み、金利変動リスクに関しては、金利変動準備金による対応を基本に、適切なALMによるリスク管理を実施。
- ALM委員会を設け、機構ALMの管理・監督を行うとともに、ALMの内容を適切に経営判断に反映し、安定的な経営を図っていく。

機構のALM管理体制

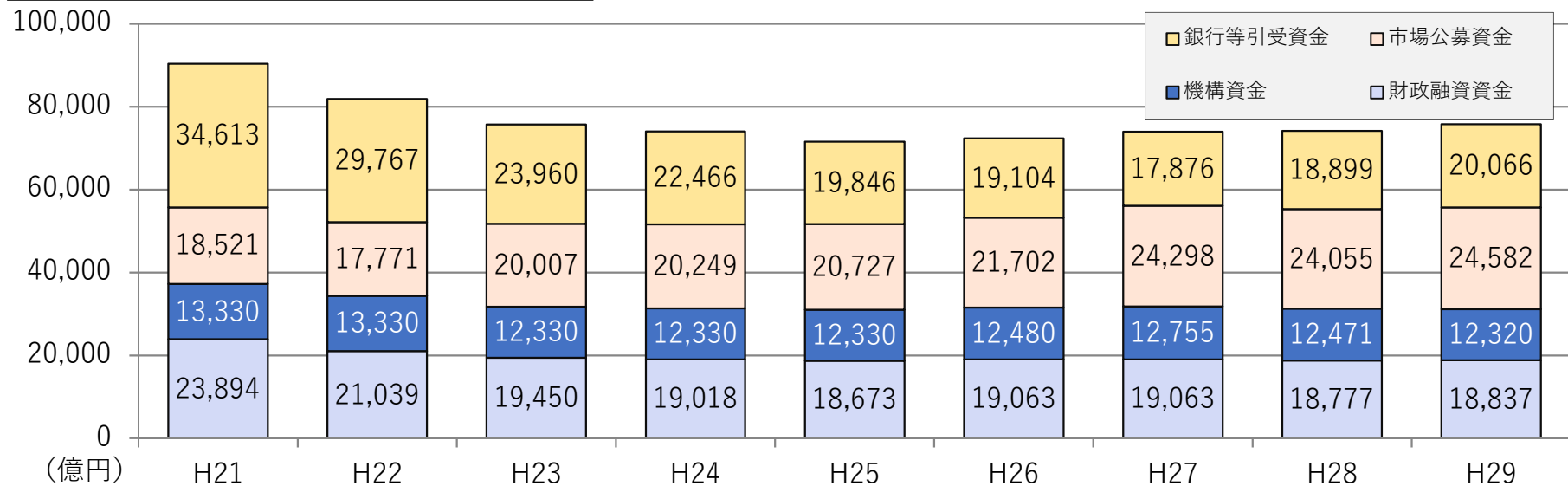


# 貸付けの状況（地方債計画（当初）ベース・資金区分別）

通常収支分 + 東日本大震災分

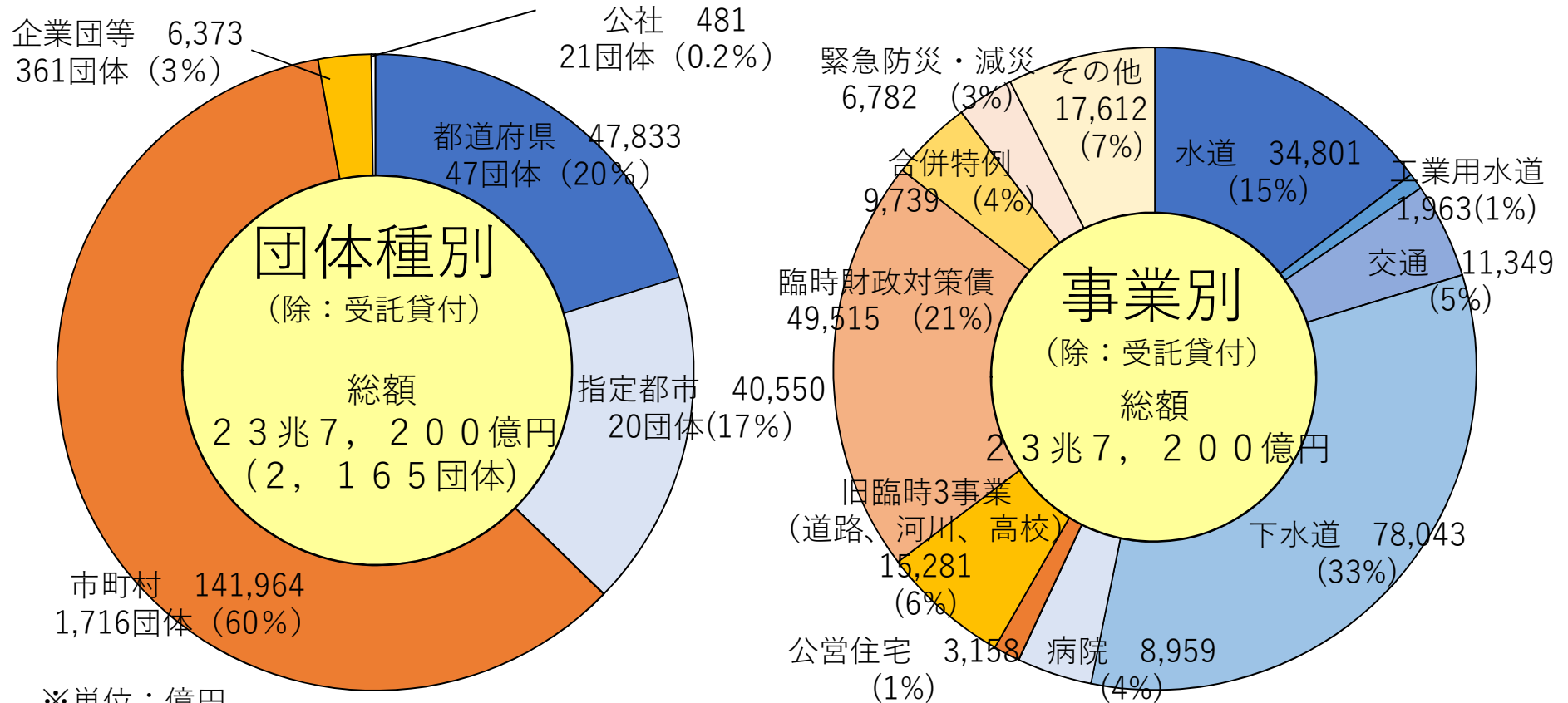


通常収支分（臨時財政対策債除き）



## 貸付けの状況（機構資金の貸付金残高）

- 平成28年度末で貸付金残高を有する都道府県・市町村数は、1,788団体中1,783団体（全都道府県・市町村等の99.7%）。団体種別では、貸付金残高全体に占める市町村の割合は約60%。
- 事業別では、公営企業金融公庫時代から貸付けを行ってきた公営企業が大きな割合を占める。



※単位：億円

※ ( )数は貸付金残高に対する割合

※ 市町村には特別区を含む。

平成29年3月31日現在

## 貸付けの状況（平成29年度債の償還期間（機構資金））

主な貸付対象事業		償還期間 (年以内)	
一般会計債	公 共 事 業 等 <sup>(※)</sup>	20	
	公 営 住 宅 事 業	25	
	教育・福祉施設等 整備事業	学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 <sup>(※)</sup>	25
		社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	20
		一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	15
	一般単独事業	一 般 事 業 <sup>(※)</sup>	30
		地 域 活 性 化 事 業	30
		防 災 対 策 事 業	30
		地 方 道 路 等 整 備 事 業	20
		合 併 特 例 事 業	30
		緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	30
臨時財政対策債	公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	30	
	都 道 府 県 ・ 政 令 指 定 都 市	30	
公営企業債	市 町 村	20	
	水 道 事 業	40	
	工 業 用 水 道 事 業	40	
	交 通 事 業 <sup>(※)</sup>	40	
	電 気 事 業 <sup>(※)</sup>	30	
	ガ ス 事 業	25	
	港 湾 整 備 事 業 <sup>(※)</sup>	40	
	病 院 事 業 <sup>(※)</sup>	30	
	市 場 事 業	40	
	と 畜 場 事 業	30	
下 水 道 事 業	40		

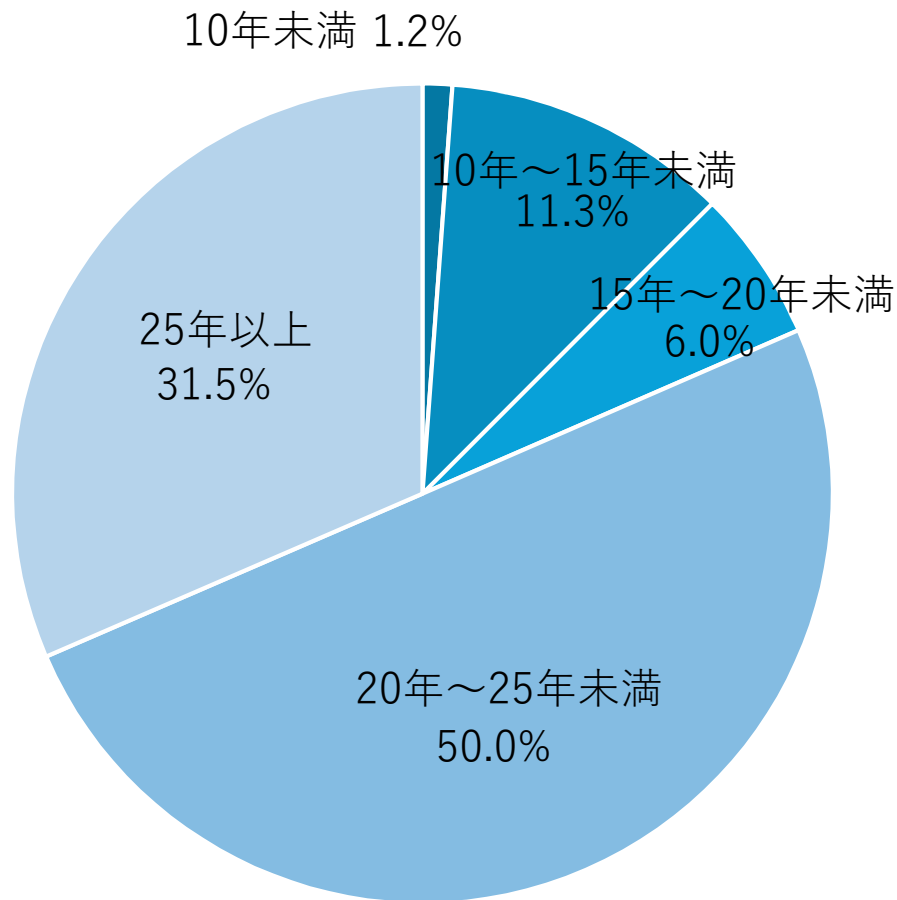
(※) 当該事業のうち、最も償還期間が長い事業について記載



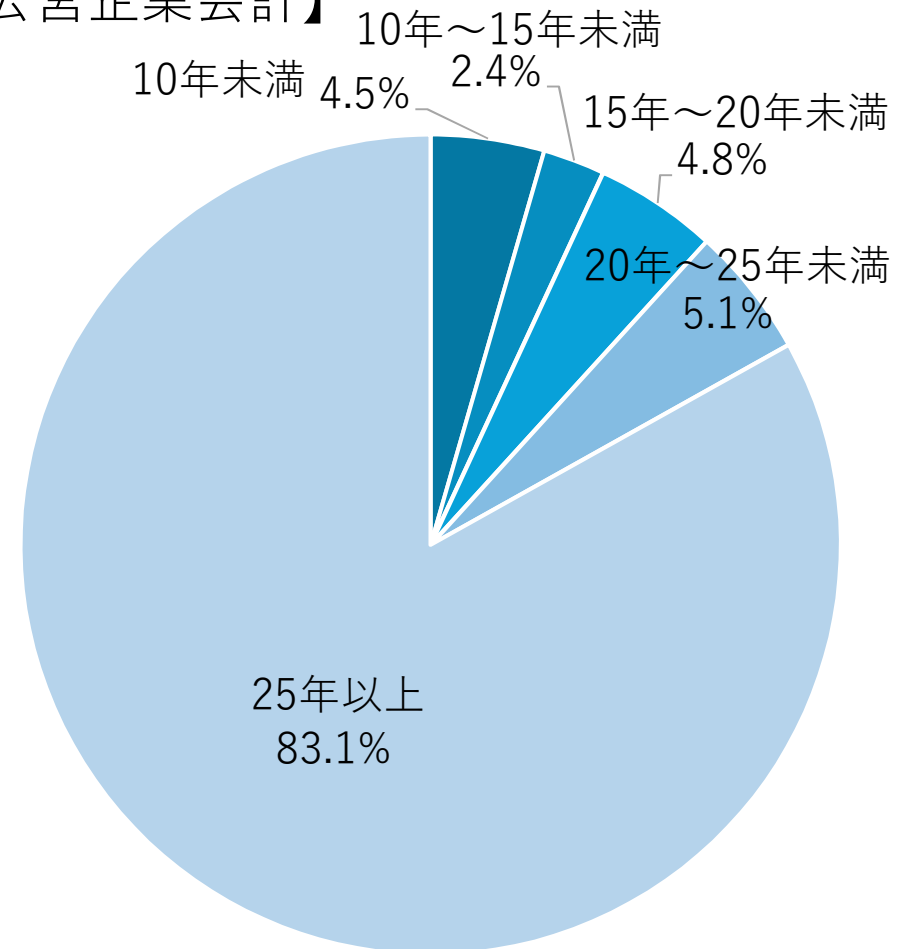
## 機構資金の会計別償還期間（平成27年度貸付ベース）

- 普通会計については、20年以上が約8割（20年～25年未満：50.0%、25年以上：31.5%）を占めている。
- 公営企業会計については、20年以上が約9割（20年～25年未満：5.1%、25年以上：83.1%）を占めている。

### 【普通会計】



### 【公営企業会計】



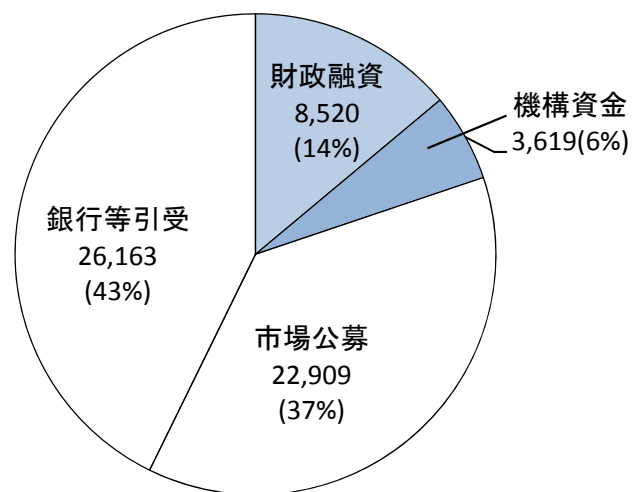
※ 東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債）を除く。

出典：地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

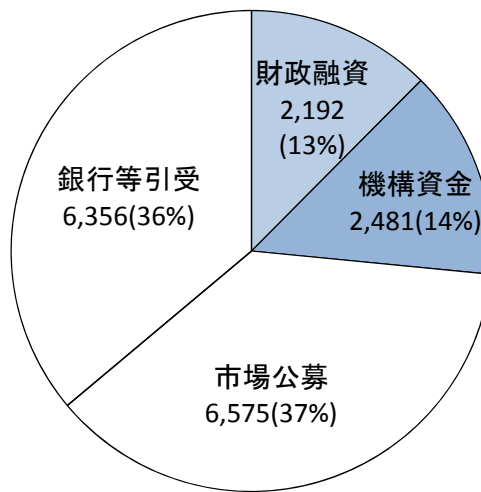
# 都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成27年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあっては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・一般市町村等にあっては、公的資金が占める割合が高くなっている。

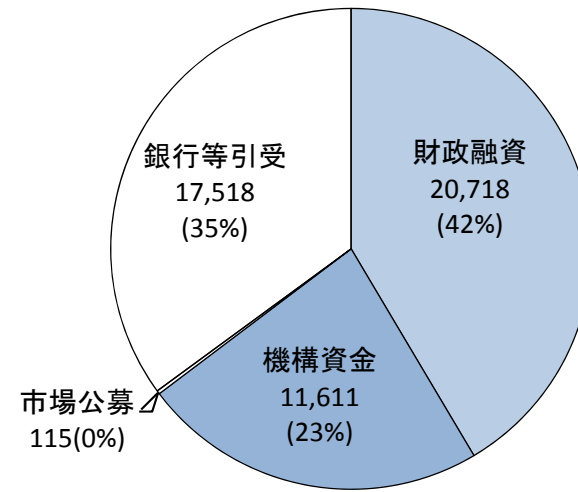
## 都道府県 (6兆1,211億円)



## 指定都市 (1兆7,603億円)



## 一般市町村等 (4兆9,962億円)



(単位:億円)

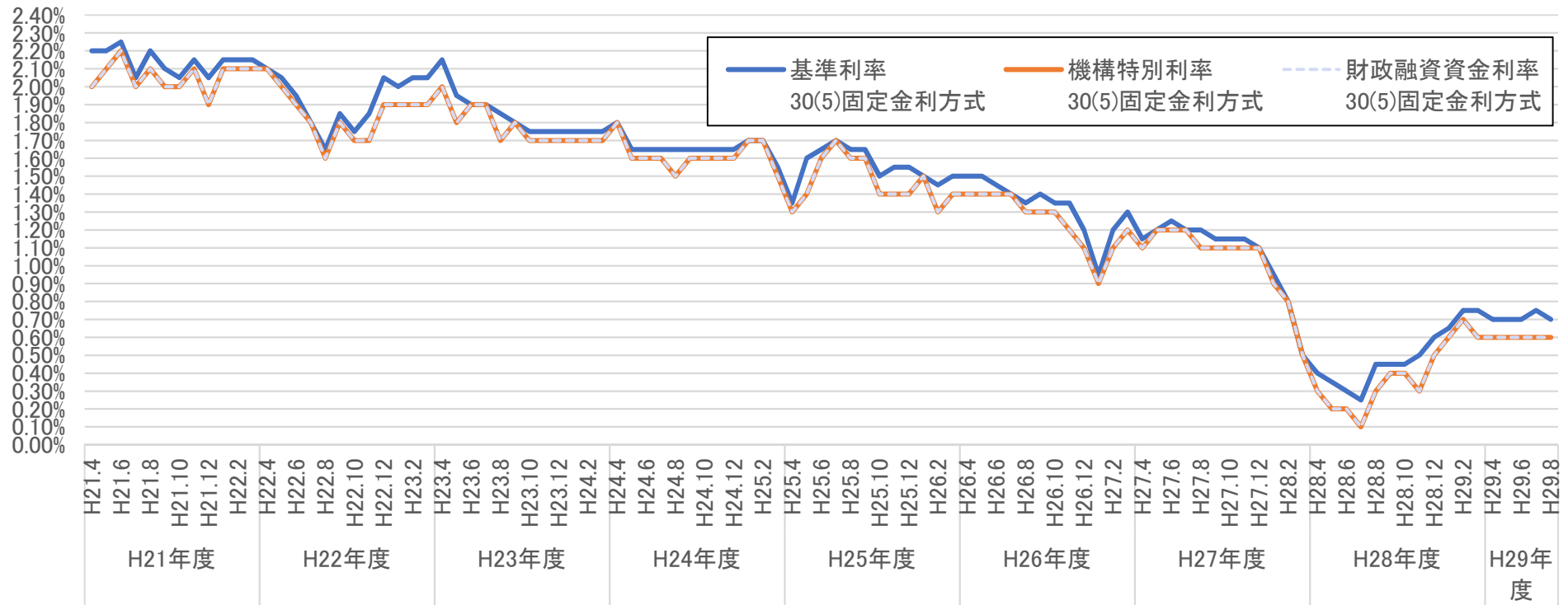
合計	うち			
	財政融資	地方公共団体 金融機構	市場公募	銀行等引受
128,776	31,430	17,710	29,599	50,037

(出所)平成27年度の協議・届出又は許可に係る地方債の発行状況調査  
※民間等資金は、借換債を除く

## 貸付けの状況（利率）

- 地方公共団体健全化基金の運用益等を活用して、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率から財政融資資金の貸付利率を下限に利下げした利率（機構特別利率）で貸付け。
- なお、基準利率は、収支相償の考え方にに基づき、資金調達コストを勘案し設定。

### 固定金利（償還期間30年・据置5年）



※ 1 機構特別利率のうちH21.4～H24.3は、臨時特別利率  
 ※ 2 H21年5月以前は、償還期間28年、据置期間5年

## 公営競技納付金の活用状況

- 公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を目的として、公営競技を行う地方公共団体が、その収益の一部を機構に納めるものであり、当該納付金は地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益（地方公共団体への貸付けで運用）等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしている。
- 機構発足以降、低金利環境が続く中で、基金運用益等（表中A）は減少傾向をたどってきたものの、平成26年度までは利下げ所要額（表中C）を上回る状況が続いてきた。
- しかしながら、平成27年度、平成28年度には基金運用益等が利下げ所要額を下回る状況になり、機構全体の収益の中で賄っている状況（表中B）であるが、なお一定の当期純利益を確保している。
- 今後とも、安定的な経営を図る中で、金融情勢等を踏まえながら、経営に支障のない範囲で適切な利下げを行っていく。

（単位：億円、表示単位未満切り捨て）

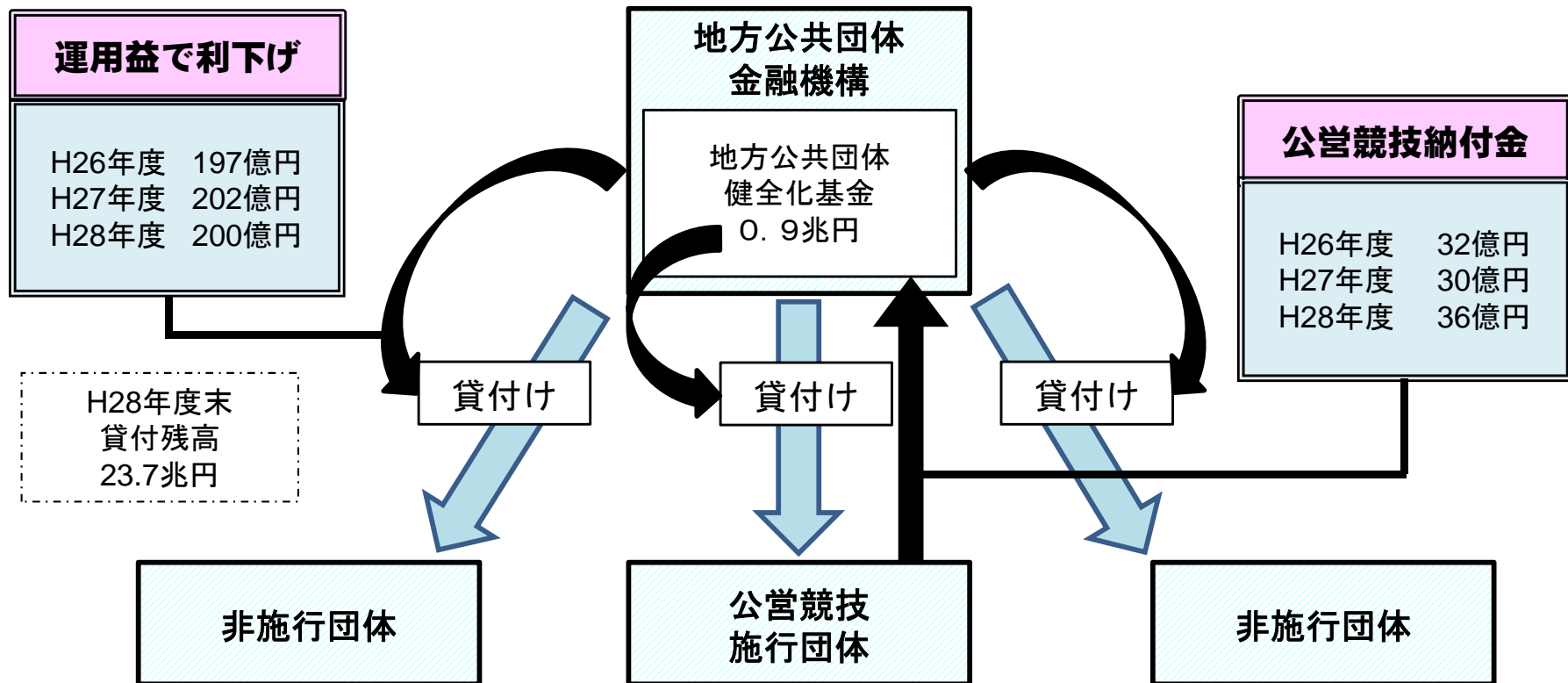
年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基金運用益等	A	326	280	231	218	217	212	154	138
うち 組入基金取崩額（※）		0	0	0	10	30	37	0	0
当該年度公営競技納付金		85	66	38	37	30	31	29	35
自己財源充当分	B	0	0	0	0	0	0	48	61
利下げ所要額	C	203	191	190	181	186	197	202	200
基金への積立	A+B-C	123	89	41	37	31	15	0	0
機構の当期純利益		88	160	216	208	265	309	301	278
基金期末残高		9,069	9,158	9,198	9,225	9,225	9,202	9,202	9,202
うち 組入基金		55	77	79	68	37	0	0	0
基本基金		9,014	9,081	9,119	9,156	9,187	9,202	9,202	9,202

※ 地方公共団体健全化基金は、機構法第46条第6項に基づき、取崩しが認められていないが、例外として、基金運用益から利下げ所要額を差し引いた剰余を積み立てた部分（組入基金）は取崩しが可能。

# 公営競技納付金制度

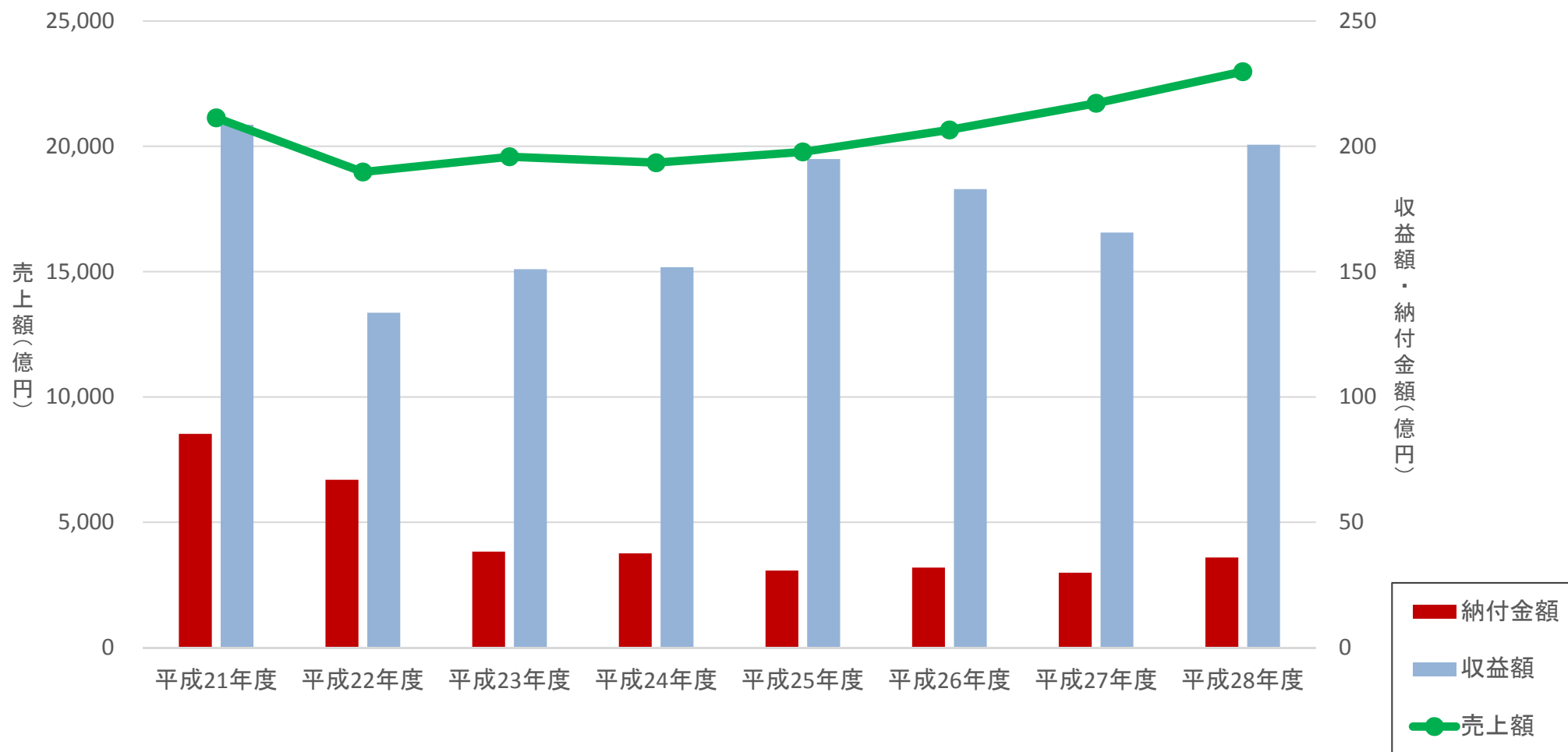
- 公営競技（地方競馬、競輪、オートレース、競艇。地方公共団体が施行者）の収益金について、黒字団体に限り、その一部を地方公共団体金融機構に納付し、地方団体に対する機構の貸付金の利下げに活用しているもの。
- 刑法の特例として認められる公営競技について、施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化を図ることをその趣旨とするところ。

【公営競技の収益金の全国的な均てん化の仕組み】



➡ 納付金を地方団体への貸付金の利下げに活用することで、収益金の全国的な均てん化を図る

## 公営競技における売上額、収益額、納付金額の推移（機構発足以降）

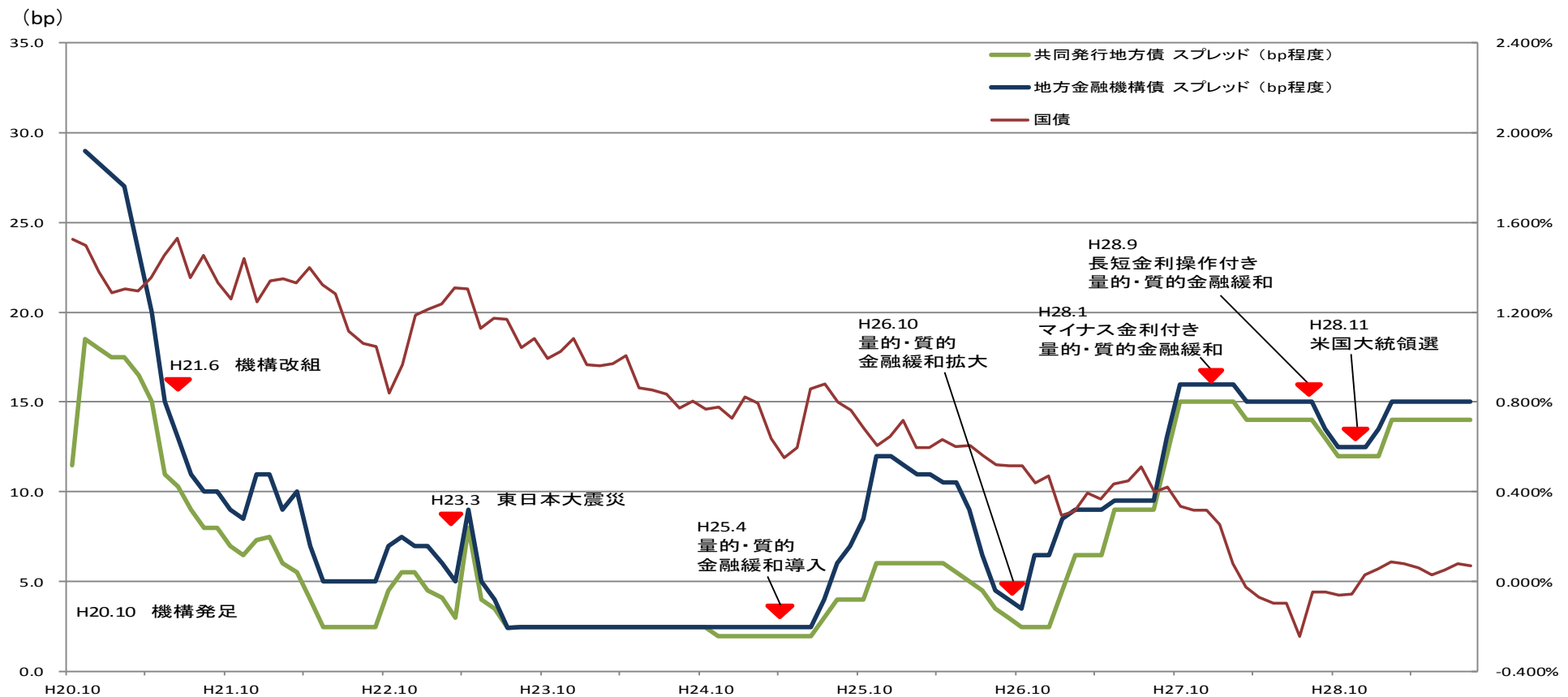


※1 売上額は施行者協議会統計資料、収益額は地方財政状況調査(平成28年度分は速報値)による。

※2 納付金額は、機構の決算額ベース(平成28年度分は速報値)である。

# 資金調達状況（地方金融機構債（非政府保証）10年債スプレッドの推移）

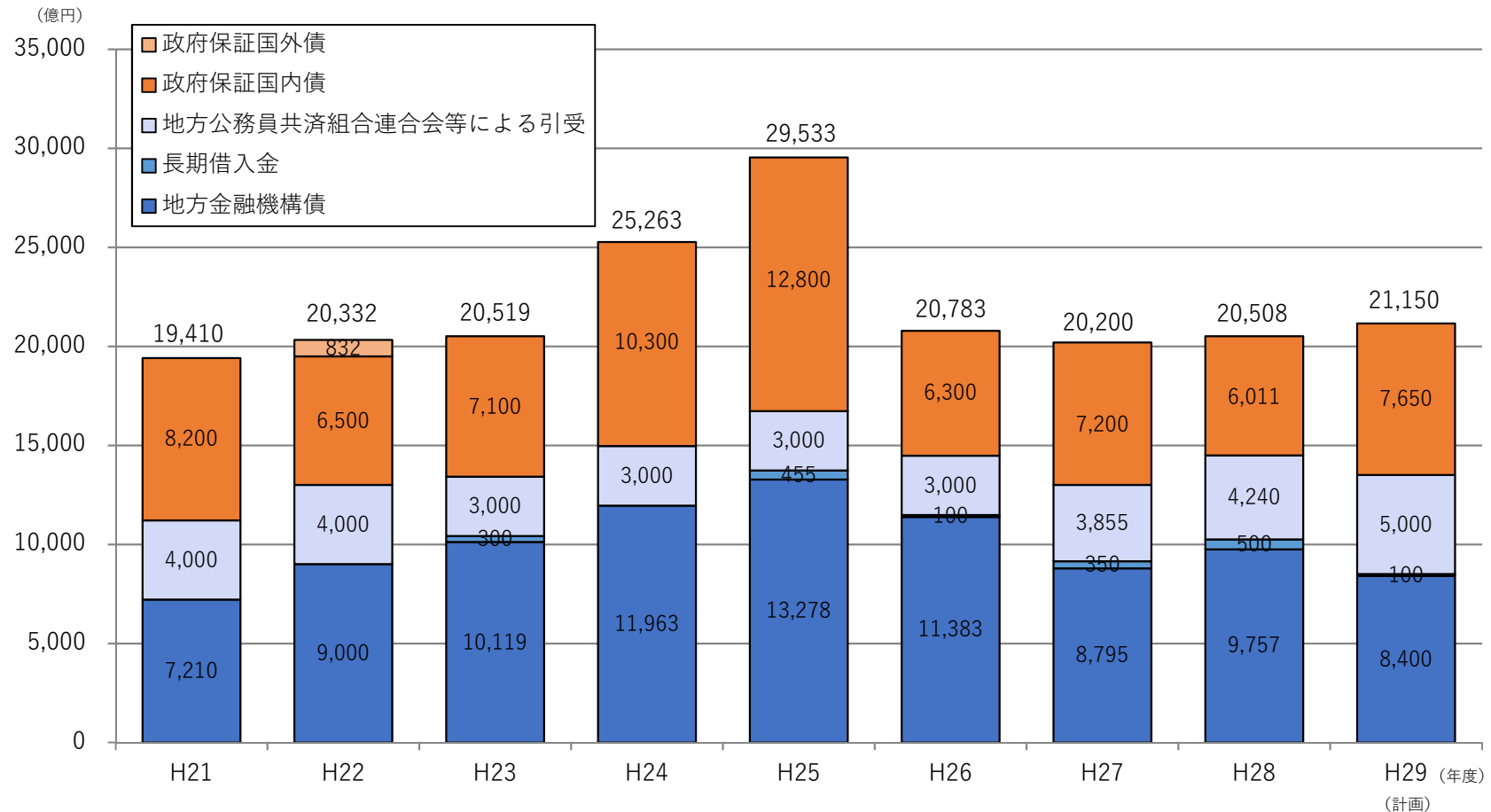
- 安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努めてきたところ。
- 極めて厳しい低金利環境の下、足許の対国債スプレッドはやや広がっているものの、対市場公募地方債とのスプレッドは、近年は1.0bp（0.01%）程度で推移。



※スプレッドは償還月補正後の値。  
 ※国債利回りは毎月の入札日当日の平均落札利回り。  
 ※H28.5～H28.7の共同発行地方債、H28.4～H28.7の地方金融機構債は絶対値にて条件決定しており、対国債スプレッドは参考値である。

## 資金調達状況（調達額の推移）

- 貸付に必要な資金については、非政府保証の地方金融機構債等で確保。ただし、公庫債権管理業務に必要な資金を調達する場合には政府保証債を発行。
- 平成21年度以降、毎年度約2兆円（多い年度は約3兆円）の資金調達を安定的に実施してきたところ。





## 資金調達状況（資金調達の多様化への取組）

年度	国内債等	国外債
平成20年度	<p>【11月】初の機構債(非政府保証10年債)発行</p> <p>【1月】初の機構20年債の発行</p> <p>【2月】初の機構5年債の発行</p>	
平成21年度	<p>【4月】定例債として機構10年債の発行開始</p> <p>【6月】定例債として機構20年債の発行開始</p> <p>【7月】FLIP（※1）の発行開始</p>	
平成22年度	<p>【5月】定例債として機構5年債の発行開始</p>	
平成23年度	<p>【3月】長期借入金による資金調達（7年・300億円）</p>	<p>【1月、3月】初の非政府保証外債の発行 (米ドル・豪ドル・NZドル 計8.71億米ドル)</p>
平成24年度	<p>【8月】スポット債（※2）の発行（7年・200億円）</p> <p>【1月】スポット債の発行（15年・150億円）</p>	<p>【9月】初のベンチマーク（※3）非政府保証外債の発行 (5年・10億米ドル)</p> <p>【3月】初の国内個人向け売出外債の発行（5年・1億豪ドル）</p>
平成25年度	<p>【5月】長期借入《初のシンジケートローンによる資金調達》 (10年・185億円)</p> <p>【8月】スポット債の発行（3年・200億円）</p> <p>【2月】スポット債の発行（2年・500億円）</p>	<p>【9月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（5年・15億米ドル） ※米国の機関投資家も販売対象に追加</p>
平成26年度	<p>【6月】スポット債の発行（30年・150億円）</p>	<p>【9月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（7年・10億ユーロ） ※初のユーロ建てベンチマーク非政府保証外債</p> <p>【2月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（10年・10億米ドル） ※ベンチマーク非政府保証外債では初の10年債</p>
平成27年度	<p>【7月】初の40年債をFLIPにより発行（100億円）</p>	<p>【4月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（7年・10億米ドル） ※米ドル建てのベンチマーク非政府保証外債では初の7年債</p>
平成28年度	<p>【4月】定例債として機構30年債の発行開始</p> <p>【4月】地共連引受債の発行（20年）</p>	

※1 FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定することにより債券を機動的に発行する機構独自の仕組み。

※2 スポット債は、定例債（現在は10年・20年・5年・30年）とは異なる年限で発行する債券。

※3 ベンチマーク債は、欧米市場である程度の流動性が期待できるとされる、発行規模がベンチマークサイズ（目安として5億米ドル相当以上）の債券。

## 資金調達状況（平成28年度資金調達計画と実績）

○ 平成28年度の資金調達額は約2兆500億円。

### ■ 公募債等

債券の種類	平成28年度計画(当初)(注2)	平成28年度実績
10年債	2,400億円	2,400億円
20年債	1,200億円	1,300億円
5年債	200億円	350億円
30年債	200億円	200億円
スポット債	-	-
FLIP	2,000億円	2,675億円
国外債(5年・7年)	2,200億円	2,832億円
長期借入(2年)	300億円	500億円
フレックス枠(注1)	1,300億円	-
合計	9,800億円	10,257億円

(注1) フレックス枠については、各種国内債、国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用

(注2) 平成28年度計画は11月に10,300億円に見直し。

### ■ 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成28年度計画	平成28年度実績
10年債	1,900億円	1,915億円
20年債	2,300億円	2,325億円
合計	4,200億円	4,240億円

### ■ 政府保証債

債券の種類	平成28年度計画	平成28年度実績
10年債	2,400億円	2,400億円
8年債	1,200億円	1,200億円
6年債	2,000億円	2,000億円
4年債	400億円	400億円
合計	6,000億円	6,000億円

※ 政府保証債の実績については、発行額を記載。

## 地方金融機構債の格付等

- 機構発足以来、国債と同等の格付を維持してきており、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、今後とも機構に対する資本市場からの確固たる信託を維持しながら、低コストで安定的な資金調達を図っていく。

### 国債と同等の格付

#### 高い信用力

- ・R&I：AA+    ・S&P：A+    ・Moody's：A1 ⇒ 国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付
- ・BISリスクウェイト10%(円建ての場合) ※外貨建てまたは海外の投資家に関しては各国規制当局の確認による
- ・NOMURA-BPI(野村債券パフォーマンスインデックス)及びDBI(大和債券インデックス)は機構債券を地方債に分類

・DEALWATCH AWARDS 2013 地方債部門:Local Government Bond Issuer of the Year受賞  
 ・キャピタル・アイ Awards “BEST DEALS OF 2013” 地方債等部門:BEST DEAL OF 2013 及び BEST ISSUER OF 2013受賞

### BISリスクウェイト0%の地方公共団体のみに貸付け

#### 資産の安全性

- ・国又は都道府県の同意・許可を受けた地方債に対してのみ貸付け
- ・地方交付税制度、地方財政健全化法で債務不履行が生じない仕組み
- ・機構法に、機構解散時に債務を完済できないときは、完済費用の全額を地方公共団体が負担する旨の規定

### 国内最大級の発行体として多様な年限の債券を発行

#### 高い流動性 多彩な商品性

- ・5年債、10年債、20年債、30年債は、四半期毎に起債計画を公表し計画的に発行
- ・FLIP債、スポット債、国外債等を需要に合わせて発行
- ・フレックス枠の活用により、各種機構債の増額や追加発行等、機動的に起債

## 地方支援業務の状況（全体像）

- 地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達等を効率的・効果的に行えるよう、次の4つを支援の柱として地方支援業務を実施
  - 人材育成：地方公共団体の職員が各団体において財政運営の健全性を確保する上で必要な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施。
  - 実務支援：自治体ファイナンス・アドバイザーや外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じ、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け支援を実施。
  - 調査研究：地方公共団体の財政運営や資金調達等に関する調査研究を実施。
  - 情報発信：地方公共団体に有益と考えられる情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて調査・分析を行い、地方公共団体に提供。
- 平成25年度に地方支援部を設置し、体制を強化

人 材 育 成	実 務 支 援
<ul style="list-style-type: none"> <li>①JFM地方自治体財政セミナー H28：322人(3会場)</li> <li>②資金調達入門研修 H25～28：1,694人(28会場)</li> <li>③資金運用入門研修 H26～28：542人(7会場)</li> <li>④宿泊型研修(JAMP・JIAM) H22～28：601人参加</li> <li>⑤出前講座 H22～28：421箇所 延5,647団体、15,444人が受講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言 H22～28：477件</li> <li>②住民参加型市場公募地方債発行支援H22～28：12団体</li> <li>③専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業会計制度見直し支援 H24～26：139回</li> <li>・地方公営企業会計の適用拡大及び経営戦略の策定支援 H27,28：109回</li> <li>・地方公会計制度に係る統一的な基準導入支援 H27,28：73回</li> </ul> </li> </ul>
調 査 研 究	情 報 発 信
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地方公会計の活用に関する調査研究(H28)</li> <li>②資金調達等に係る調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の資金調達等に関する調査</li> <li>・諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の調査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融経済指標データ等の提供</li> <li>②E-ラーニング、研修テキスト</li> </ul>

## 地方支援業務の状況（出前講座）

- 出前講座は、地方公共団体の要望に応じて講師を派遣する「オーダーメイド型の講座」。
- 地方公共団体のニーズや個別の要望に応じて、実践的な内容の追加や先進事例の紹介等、講座内容の充実やメニューの追加などの調整を図りながら実施。
- 市町村向けが大半を占めており、小規模団体の人材育成に貢献。

### < 講義テーマの例（資金調達） >

#### 地方債の金利総論 [1時間程度]

地方債の金利の見方やものさしとなるさまざまな金利を解説

内容

- ・地方債の金利を見る視点
- ・債券市場から見た地方債の金利
- ・金融機関から見た地方債の金利
- ・金利豆知識
- ・より良い資金調達を行うために

#### 実践スプレッド分析 [2時間程度]

金利スワップレートなどのものさしとなる金利をもとにスプレッドを推計する手法を解説。講義と電卓を利用した演習を実施

内容

- ・借入の種類
- ・銀行の貸出利率の決定方法
- ・平均償還年限によるスプレッド推計

#### 業態別の貸出スタンスの違い [30分程度]

銀行等引受債の貸し手である金融機関の貸出スタンスの違いを解説

内容

- ・銀行、信用金庫、農協等の資金調達方法と収益管理方法の違い
- ・業態別の貸出スタンスの違い

#### 地方債の借入交渉 [各テーマ20分程度]

金融機関との借入交渉のやりとりを映像で見ながら、借入交渉のポイントを解説

以下のテーマを用意\*

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 指定金融機関と入札方式 | ② 借入期間と固定金利方式 |
| ③ 金利見直し方式     | ④ 変動金利方式      |
| ⑤ 基準金利の考え方    | ⑥ 据置期間        |
| ⑦ 借入時期        | ⑧ 債権譲渡        |

#### 借入のチェックポイント 借入交渉のテーマをコンパクトに1時間程度にまとめた講義も可能です。

※各テーマを必要に応じてご自由に組み合わせてお選びいただけます。

#### ① 指定金融機関と入札方式

- ・入札方式とは？
- ・入札方式と相対交渉方式のバランス
- ・指定金融機関業務に係るコスト
- ・入札方式の留意点

#### ② 借入期間と固定金利方式

- ・借入期間に関する銀行の考え方
- ・借入期間に関する自治体の考え方
- ・固定金利方式における留意点

#### ③ 金利見直し方式

- ・金利見直し方式とは？
- ・銀行と自治体の考え方の違い
- ・金利見直し時の金利決定方法
- ・金利見直しを迎えた場合の留意点

#### ④ 変動金利方式

- ・変動金利方式とは？
- ・銀行と自治体の考え方の違い
- ・変動金利方式のメリットとデメリット

#### ⑤ 基準金利の考え方

- ・さまざまな基準金利
- ・平均償還年限を考慮した基準金利の重要性
- ・加重平均利率の考え方

#### ⑥ 据置期間

- ・据置期間の意義
- ・据置期間の有無による金利水準の違い
- ・据置期間の有無による公債費の違い

#### ⑦ 借入時期

- ・地方債制度と借入時期の関係
- ・金融機関から見た借入時期
- ・借入時期の決定方法

#### ⑧ 債権譲渡

- ・債権譲渡とは？
- ・金融機関から見た債権譲渡
- ・自治体から見た債権譲渡

## 地方支援業務の状況（自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言・専門家派遣）

- 自治体ファイナンス・アドバイザーや特定テーマに知見を有する外部有識者等の専門家が地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け支援を実施。

### 自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を実施。

#### 《相談事例》

- ・ 借入金利のスプレッド分析支援
- ・ 借入年限の多様化に関する助言
- ・ 入札・見積り合わせに係る助言
- ・ 金利見直し方式の借入契約書作成に係る助言

#### 《件数》

平成24年度	66件
平成25年度	63件
平成26年度	93件
平成27年度	84件
平成28年度	93件

### 専門家派遣

都道府県が開催する研修会等に地方公会計の導入等を進めるための専門家（公認会計士）や実務経験者（先進自治体職員等）を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで各種新制度への円滑な移行をサポート。

#### 《テーマ例》

- ・ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成
- ・ 地方公営企業会計適用拡大
- ・ 地方公営企業の経営戦略の策定

#### 《回数》

平成24年度	45回
平成25年度	50回
平成26年度	44回
平成27年度	69回
平成28年度	113回

## 地方支援業務に対する評価

### < 地方公共団体からの意見等（地方公共団体金融機構によるアンケート（平成26年12月）より抜粋） >

#### ○意見等

- ・従前から地方債借入交渉など実務的部分に関する相談が市町村から寄せられており、金融の実務経験と専門知識を有するアドバイザーの講義は実践的で、課題解決の一助になった。
- ・実務支援、出前講座では、ただ聞くだけの研修や講演とは違い、疑問に思ったことをその都度、確認しながら進めることができたので、とても参考になった。
- ・具体事例を用いての講座は非常に有意義。
- ・人事異動や担当の変更によって起債事務に係る専門知識の継承がなされないことが課題。

#### ○活用後の取り組み

- ・出前講座の内容を参考に指定金融機関との金利交渉を行い、金利の引き下げをすることができた。
- ・縁故債借入交渉時にスプレッド等を参考にして利率交渉することができるようになった。
- ・利率見直しの際、利率の設定方法について理解できているため、自分たちのペースで金融機関と交渉できるようになった。
- ・資金調達においては、出前講座で学んだ、銀行等引受債の借入に占める指定金融機関との相対交渉の割合やその考え方などについて、本市における相対交渉分の借入割合の設定など実際の借入事務に活かすことができた。

### < 経営審議委員会の意見書（平成29年6月9日）（抄） >

一層複雑・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、業務の参考となる情報の発信や新たな取組の支援に努めるなど、地方公共団体の財政運営全般にわたる課題に対応した地方支援業務の更なる充実を図ること。

## 決算の状況

単位：億円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常利益	2,501	2,475	2,300	2,130	1,880
当期純利益	88	160	216	208	265
貸付額	12,907	18,329	18,041	18,864	21,270
貸付金残高	231,849	222,318	223,874	226,686	230,829

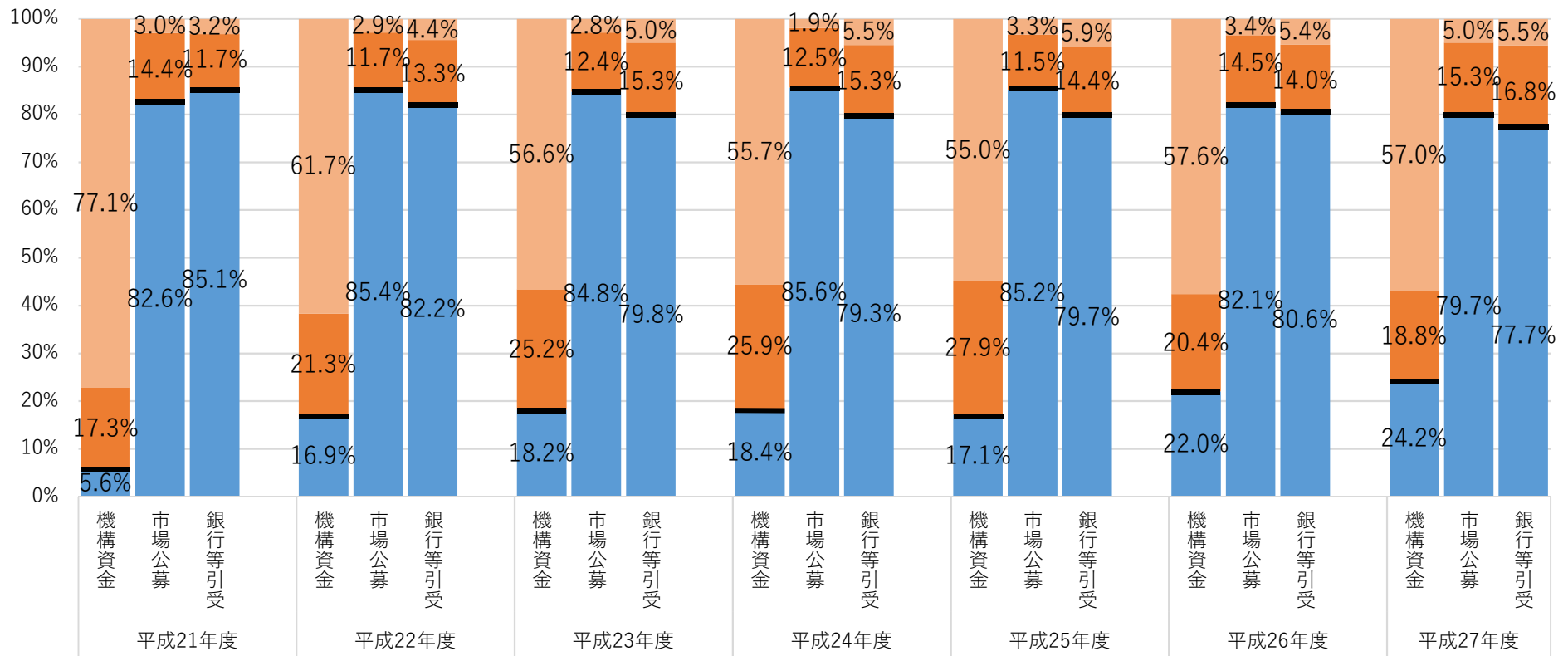
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (予算)
経常利益	1,804	1,689	1,602	1,495
当期純利益	309	301	278	234
貸付額	19,255	18,608	17,251	17,400
貸付金残高	234,376	236,645	237,200	237,895



# 地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完

## 地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況①

- 地方公共団体による資本市場（市場公募及び銀行等引受）からの資金調達は、償還期間が20年未満の資金が約8割（平成27年度：市場公募79.7%、銀行等引受77.7%）と大半を占めている。  
（平成27年度は20年以上の資金の割合が増加）
- 一方、機構からの資金調達については、20年以上の資金が約8割（平成27年度：20年18.8%、20年超57.0%）を占めている。

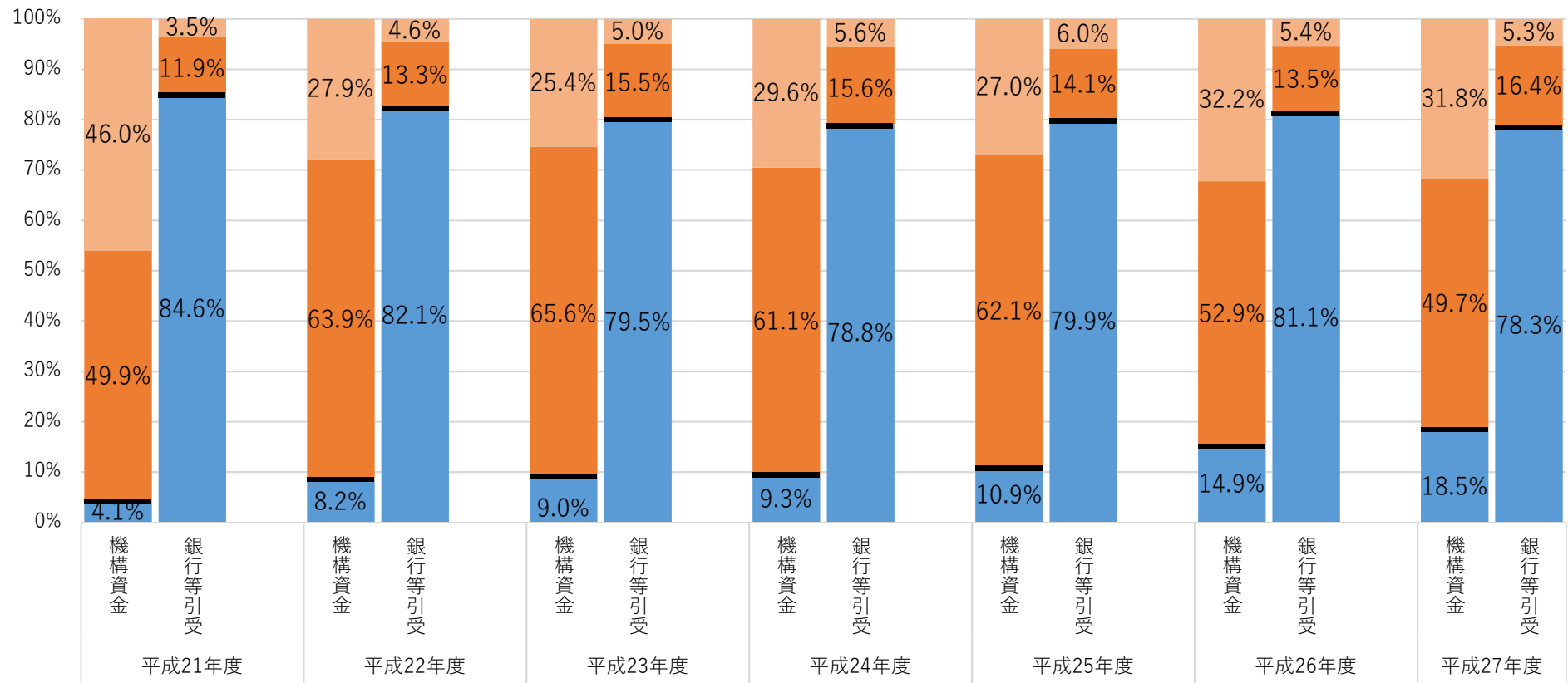


※ 機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債）及び臨時財政対策債を除く。 凡例：■ 20年未満 ■ 20年 ■ 20年超

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）、一般財団法人地方債協会及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

## 機構資金及び銀行等引受の調達状況（普通会計）

- 地方公共団体による銀行等引受の資金調達は、償還期間が20年未満の資金が約8割（平成27年度：78.3%）を占めている。（平成27年度は20年以上の資金の割合が増加）
- 一方、機構からの資金調達については、20年以上の資金は低下傾向にあるものの、現在でも約8割（平成27年度：20年49.7%、20年超31.8%）を占めている。



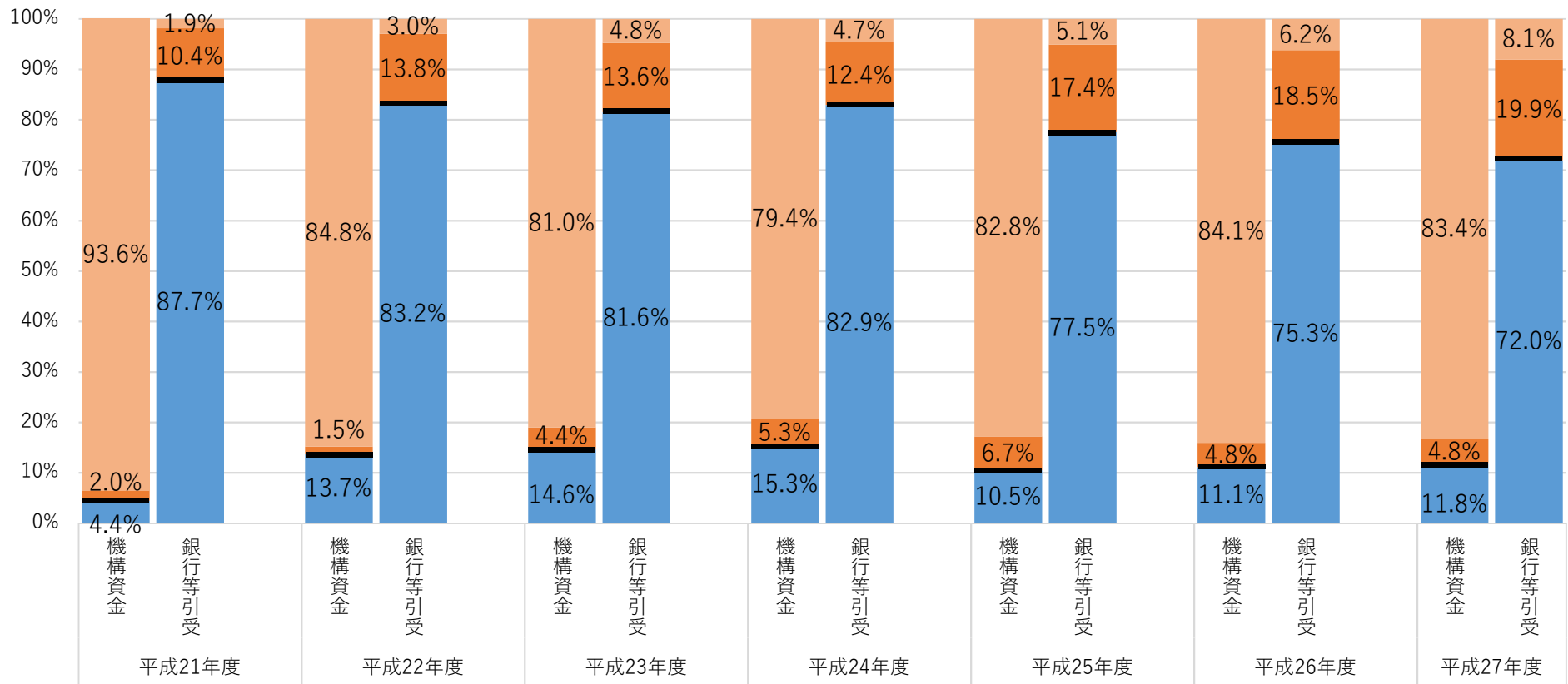
凡例：■ 20年未満 ■ 20年 ■ 20年超

※ 機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債及び特定被災地方公共団体借換債）を除く。

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）  
及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

## 機構資金及び銀行等引受の調達状況（公営企業会計）

- 地方公共団体による銀行等引受の資金調達は、償還期間が20年未満の資金は低下傾向にあるものの、現在でも約7割（平成27年度：72.0%）を占めている。
- 一方、機構からの資金調達については、20年以上の資金が約9割（平成27年度：20年4.8%、20年超83.4%）と大半を占めている。



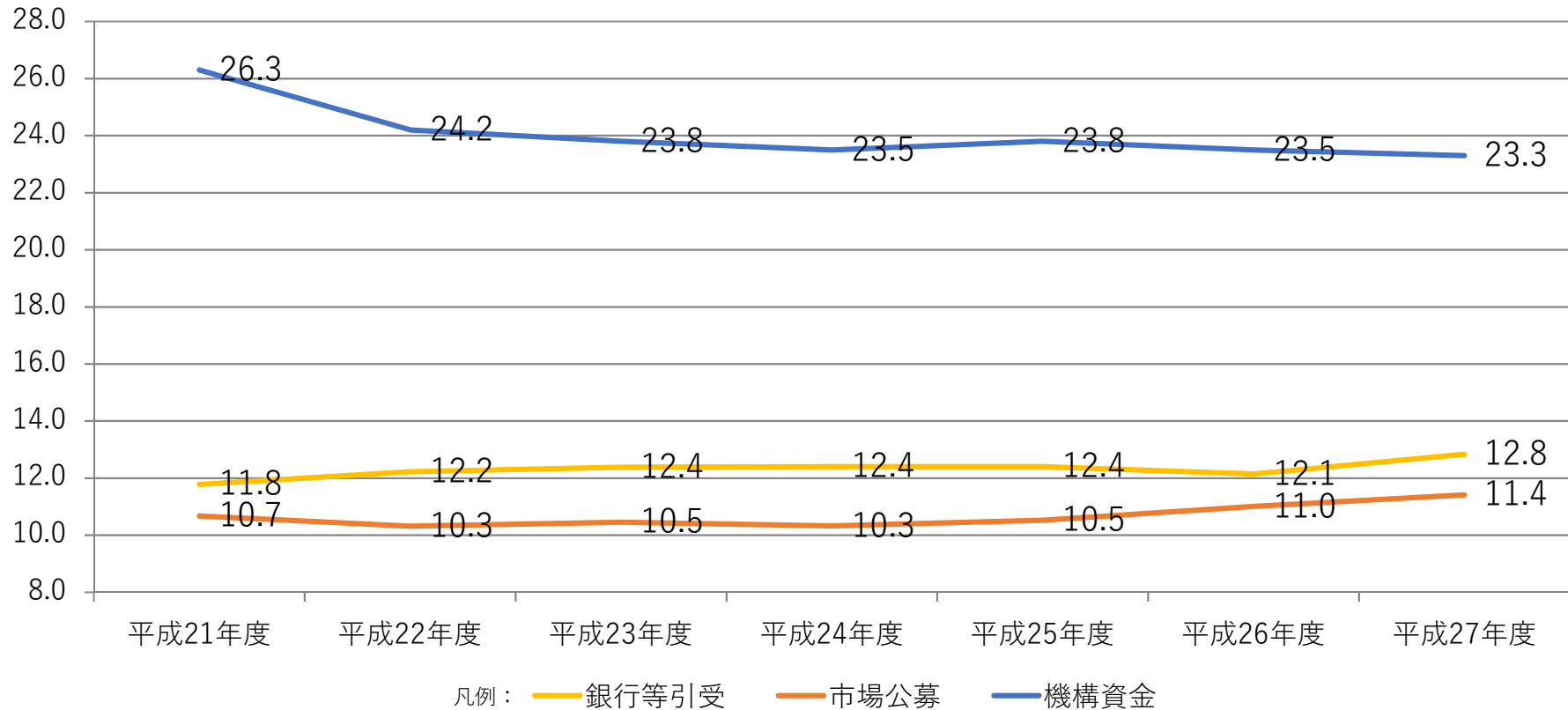
凡例：■ 20年未満 ■ 20年 ■ 20年超

※ 機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債及び特定被災地方公共団体借換債）を除く。

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

## 地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況②

- 平均借入期間でも、資本市場（市場公募及び銀行等引受）からの借入期間の平均は10～13年程度で推移（平成27年度は若干の長期化）しているのに対して、機構資金の借入期間は、その約2倍の23年～24年程度で推移。
- このように、個々の地方公共団体では資本市場から長期資金を調達することに、引き続き、一定の限界があると考えられる。

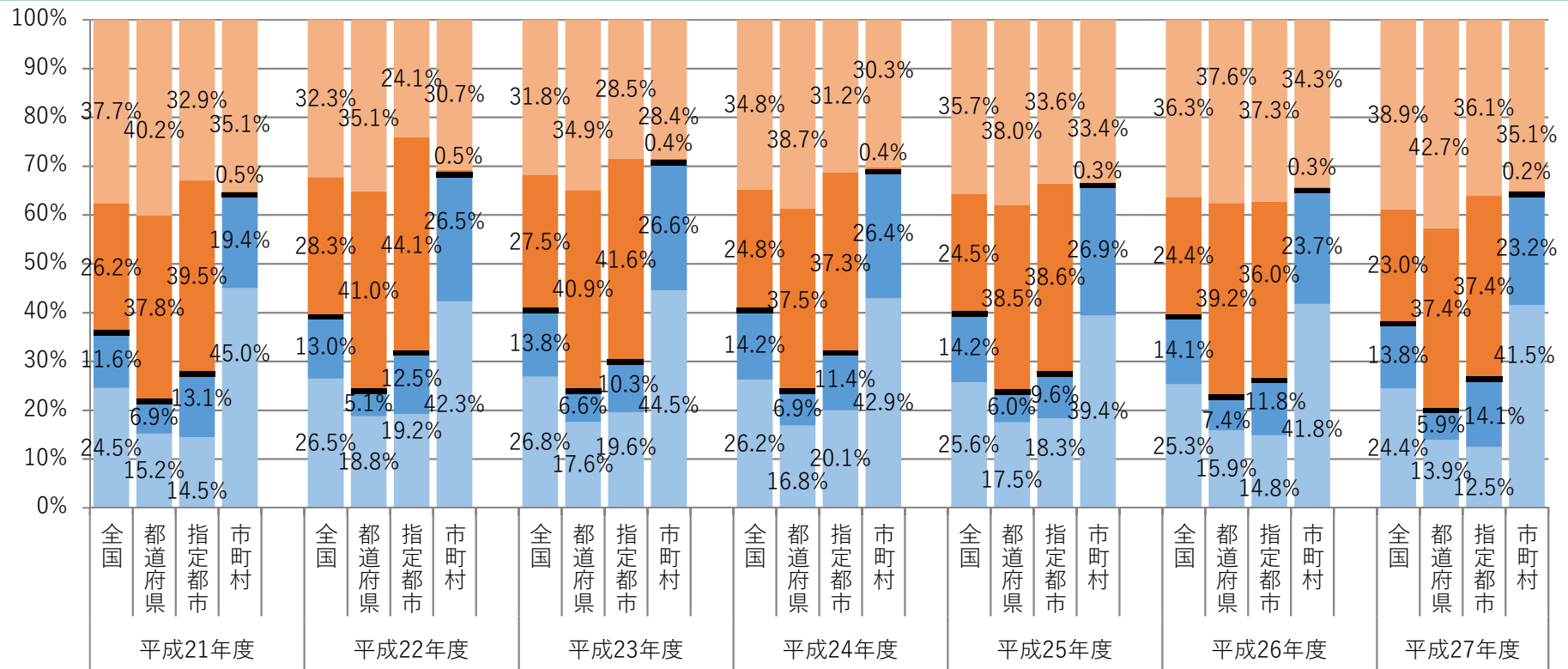


※平均年限は次のとおり算出（加重平均）：（借入額×借入年限）の総和÷借入額の総和  
 ※機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債）及び臨時財政対策債を除く。

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）、一般財団法人地方債協会及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

## 小規模団体への資金供給の状況（セーフティネット①）

- 全国ベースでは、民間等資金（市場公募＋銀行等引受）と公的資金（財政融資資金＋機構資金）の割合は概ね6：4で推移している。
- 都道府県では、概ね8：2、指定都市では、概ね7：3で推移している。
- 一方、市町村では、概ね3：7で推移しており、都道府県や指定都市に比べて公的資金の割合が高く、公的資金が小規模団体の資金調達を支えている状況。



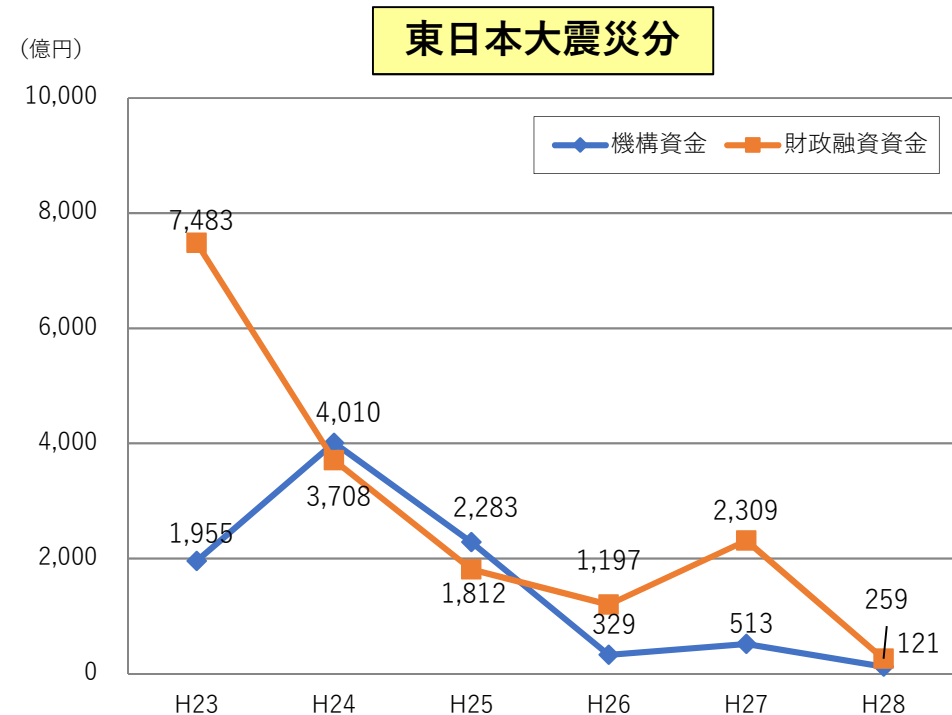
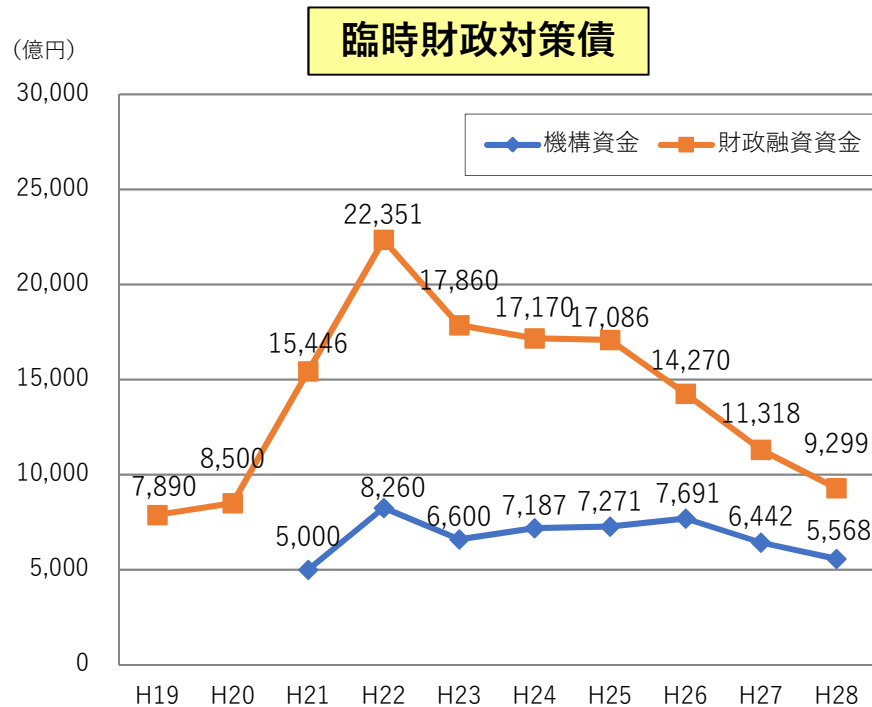
※ 市町村には特別区を含む。

凡例： 財政融資資金 機構資金 市場公募 銀行等引受

出典：地方債統計年報をもとに作成  
発行（予定）額ベース

## 危機対応時の資金供給の状況（セーフティネット②）

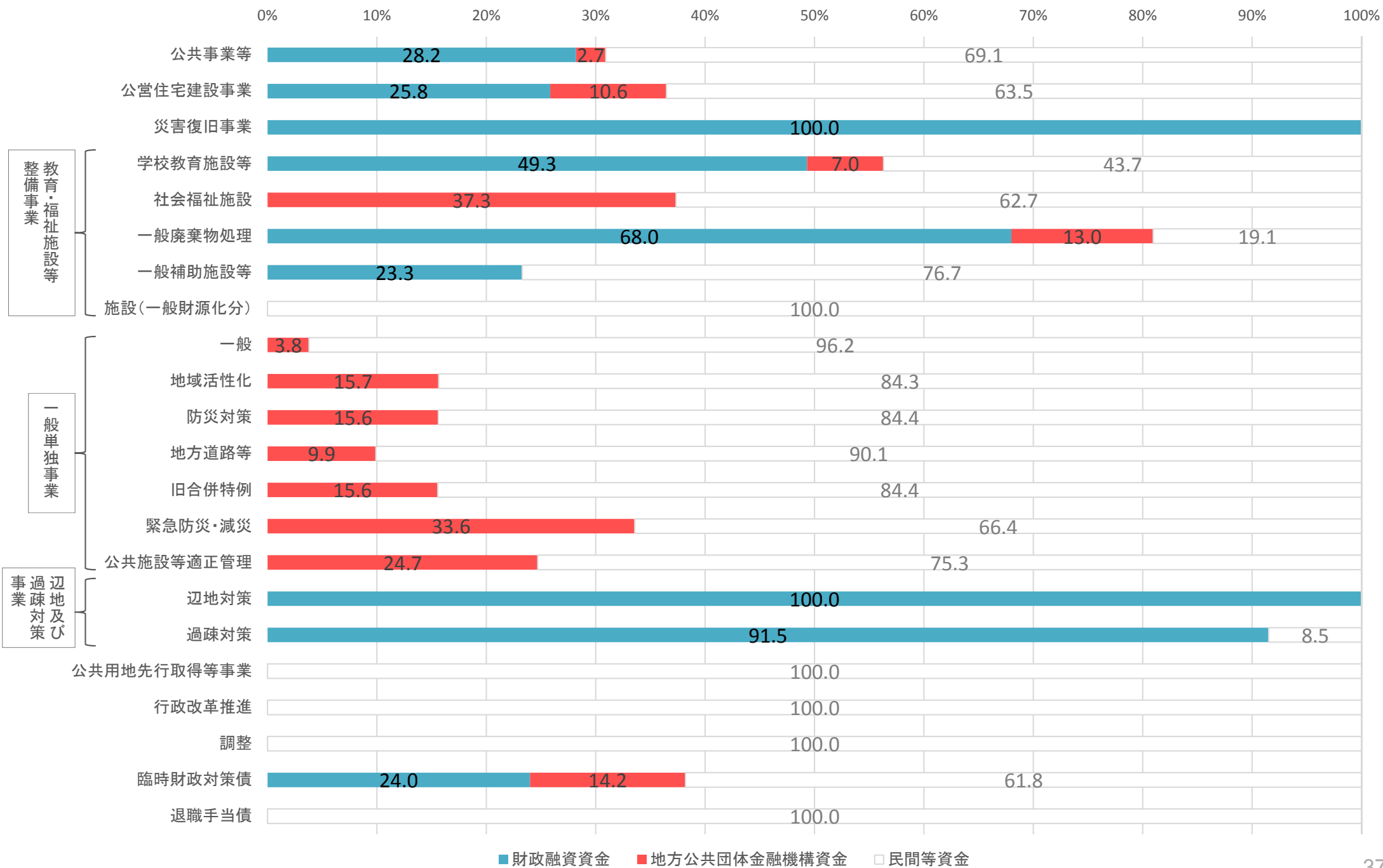
- リーマンショックへの対応として、一般会計に資金を融通できる地方公共団体金融機構に改組され、巨額の財源不足に対応するため、平成21年度から臨時財政対策債に係る貸付を実施。
- 東日本大震災については、関連する事業の円滑な推進のため、全額公的資金で対応することとされ、機構としても必要な資金を供給。



※ 金額は、各年度の補正後の地方債計画計上額

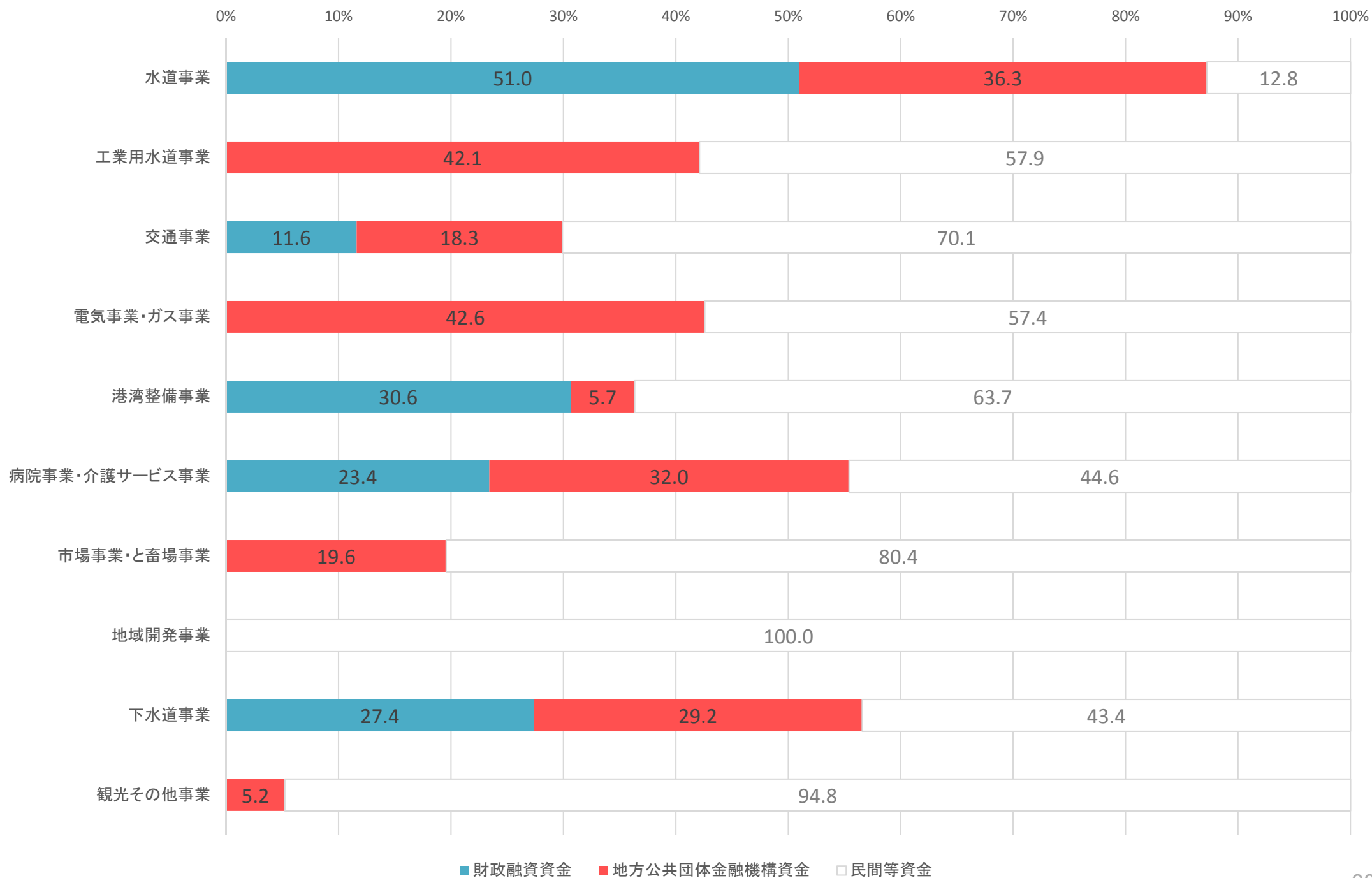
※ H23東日本大震災分については、補正により増額された災害復旧事業と創設された緊急防災・減災事業を足し合わせた額。

# 平成29年度地方債計画資金割合（事業ごと） 一般会計債等（通常収支分）





# 平成29年度地方債計画資金割合（事業ごと） 公営企業債（通常収支分）



# 平成29年度地方債計画資金区分 一般会計債等（通常収支分）

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金			
		計	財 融	政 資	地方公共団 体金融機構	計	市 公 場 募	銀 行 等 引 受
一 般 会 計 債								
1 公 共 事 業 等	16,443	5,083		4,637	446	11,360	8,126	3,234
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,130	412		292	120	718	639	79
3 災 害 復 旧 事 業	873	873		873	0	0	0	0
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,391	1,507		1,192	315	1,884	1,094	790
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,245	701		614	87	544	371	173
(2) 社 会 福 祉 施 設	383	143		0	143	240	175	65
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	656	531		446	85	125	86	39
(4) 一 般 補 助 施 設 等	567	132		132	0	435	168	267
(5) 施 設（一 般 財 源 化 分）	540	0		0	0	540	294	246
5 一 般 単 独 事 業	21,927	4,090		0	4,090	17,837	9,674	8,163
(1) 一 般	2,795	106		0	106	2,689	2,023	666
(2) 地 域 活 性 化	690	108		0	108	582	388	194
(3) 防 災 対 策	871	136		0	136	735	399	336
(4) 地 方 道 路 等	3,221	319		0	319	2,902	2,691	211
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	965		0	965	5,235	733	4,502
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,678		0	1,678	3,322	1,946	1,376
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	3,150	778		0	778	2,372	1,494	878
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	4,975	4,593		4,593	0	382	0	382
(1) 辺 地 対 策	475	475		475	0	0	0	0
(2) 過 疎 対 策	4,500	4,118		4,118	0	382	0	382
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0		0	0	345	99	246
8 行 政 改 革 推 進	700	0		0	0	700	302	398
9 調 整	100	0		0	0	100	0	100
臨 時 財 政 対 策 債	40,452	15,452		9,708	5,744	25,000	13,618	11,382
退 職 手 当 債	800	0		0	0	800	0	800

# 平成29年度地方債計画資金区分 公営企業債（通常収支分）

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金			
		計	財 融	政 資	地方公共団 体金融機構	計	市 公 場 募	銀 行 等 引 受
水 道 事 業	5,043	4,399		2,570	1,829	644	314	330
工 業 用 水 道 事 業	247	104		0	104	143	21	122
交 通 事 業	1,611	482		187	295	1,129	587	542
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	202	86		0	86	116	27	89
港 湾 整 備 事 業	509	185		156	29	324	101	223
病院事業・介護サービス事業	4,614	2,556		1,080	1,476	2,058	1,114	944
市場事業・と畜場事業	235	46		0	46	189	102	87
地 域 開 発 事 業	622	0		0	0	622	365	257
下 水 道 事 業	11,904	6,734		3,257	3,477	5,170	2,004	3,166
観 光 そ の 他 事 業	134	7		0	7	127	13	114

# 業務の重点化

## 業務の重点化（関連規定）

### ○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）（平成18年法律第47号）

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第38条

2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第七条第一項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。

### ○ 地方公共団体金融機構法（抄）（平成19年法律第64号）

（業務の重点化等）

第30条 公営企業に係る機構の業務のうち第28条第1項第2号への政令で定める事業に係るものについては、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第38条第2項の規定による財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

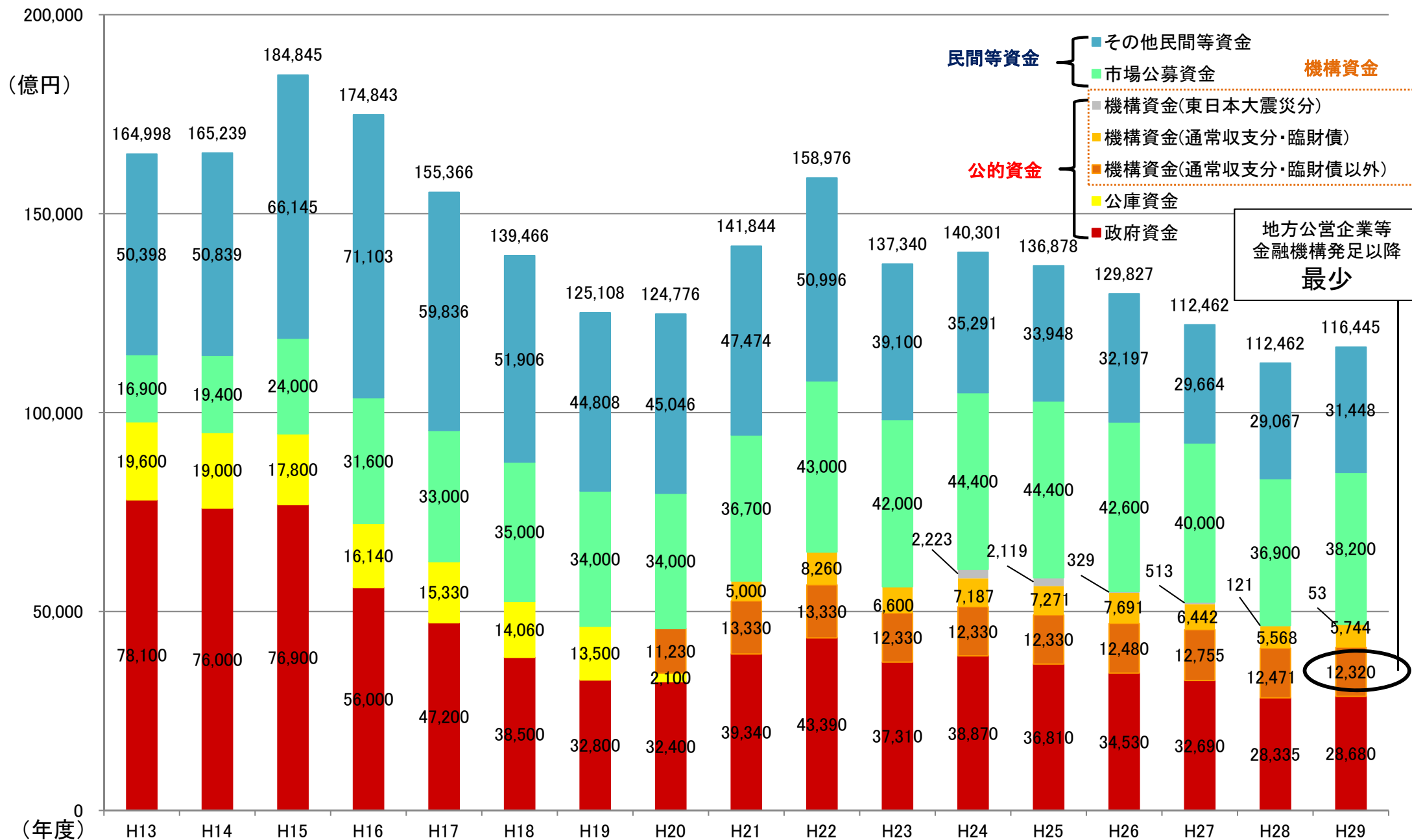
3 前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債については、適用しない。

### ○ 地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成19年5月8日 衆議院総務委員会）（抄）

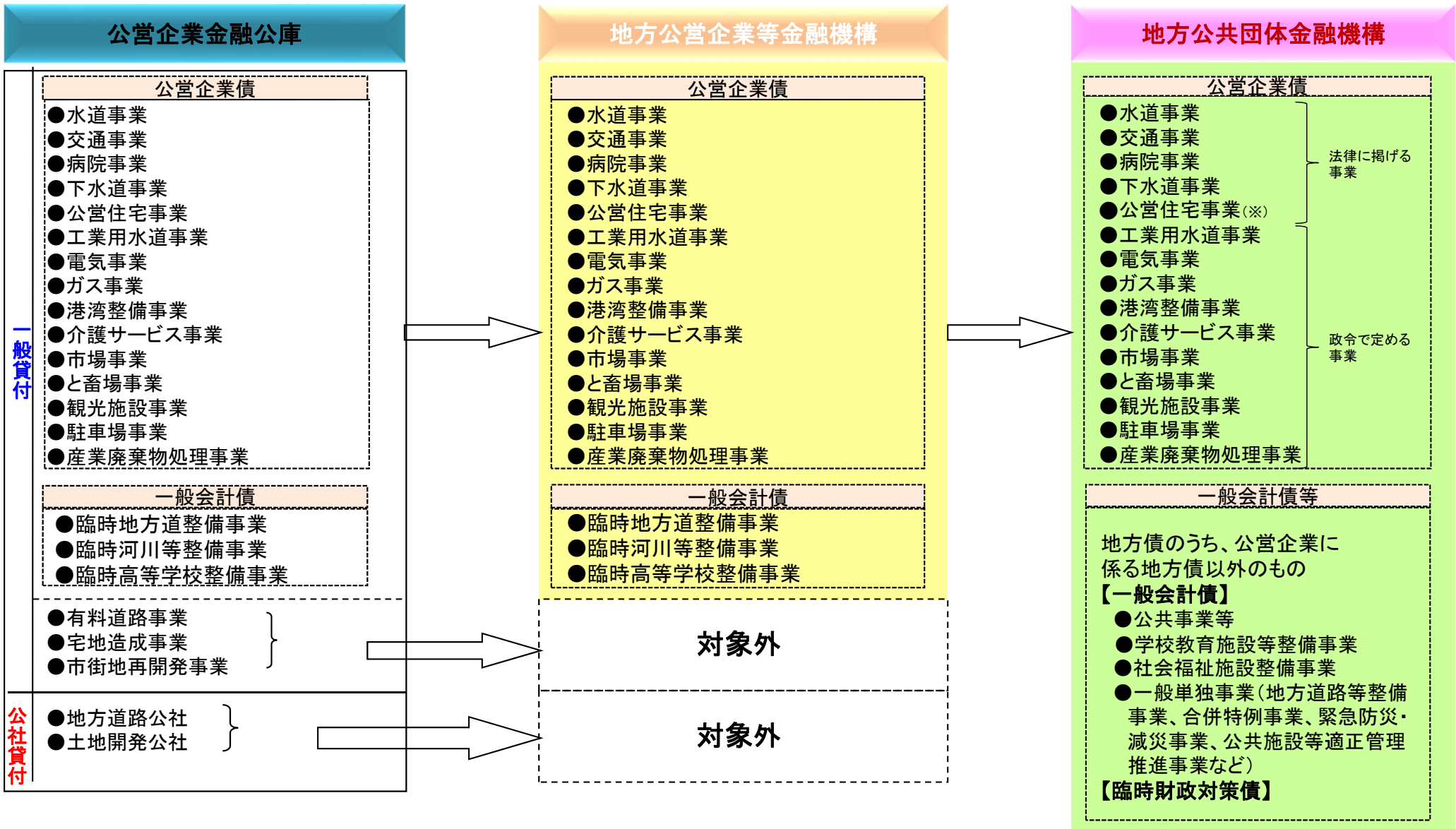
三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成29年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

※ 平成19年5月22日参議院総務委員会附帯決議にも同内容の記載あり。

# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



# 貸付対象事業の推移

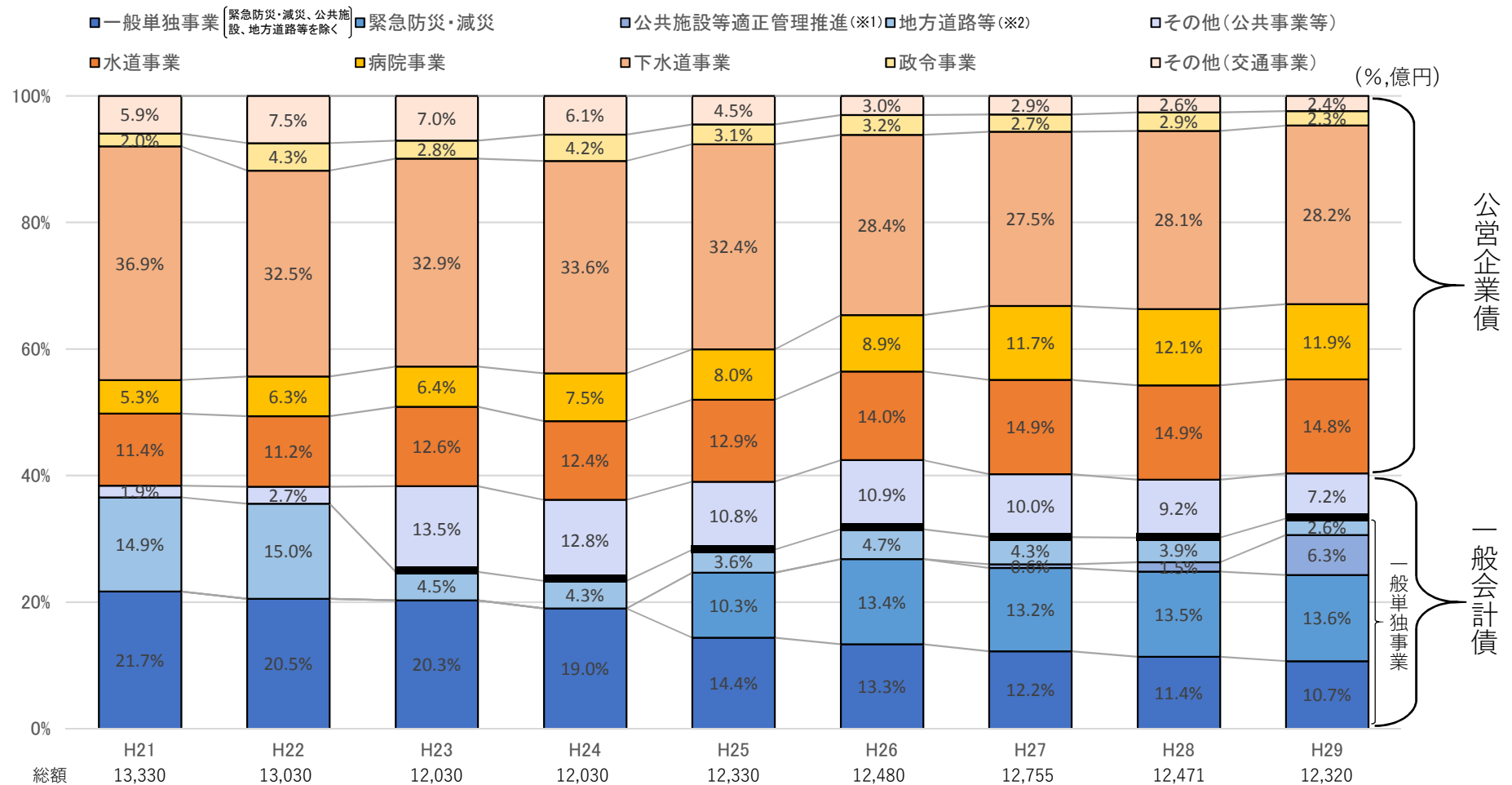


(※)公営住宅事業は、地方債計画上は一般会計債の公営住宅建設事業に該当

## 重点的な貸付け事業（地方債計画（当初）ベース・機構資金）

- 地方公共団体のニーズを踏まえ、一般会計では、近年、緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業をはじめとする一般単独事業が増加。
- 公営企業は水道・下水道・病院の3事業で8割を超える規模で推移。工業用水、電気・ガス事業などの政令事業（※）については、個別地方団体の具体的なニーズに対応してきたところ。

※ 公営企業債のうち、工業用水道事業、電気事業、ガス事業、港湾整備事業（一部に限る）、介護サービス事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、駐車場事業、産業廃棄物処理事業



(※1) H28以前は公共施設最適化債

(※2) H21、H22の地方道路等整備事業には一部交付金事業が含まれるが、同事業はH23に創設された公共事業等（上記その他の内数）に移行



## 機構資金（公営企業債）の推移（地方債計画（当初）ベース）

（単位：億円）

	地方債計画項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
法律に掲げる事業	水道事業	1,515	1,455	1,512	1,496	1,595	1,750	1,902	1,857	1,829
	交通事業	790	971	848	733	557	374	373	326	295
	病院事業（※1）	709	818	765	908	985	1,114	1,490	1,506	1,467
	下水道事業	4,923	4,240	3,955	4,039	3,994	3,550	3,514	3,510	3,477
	公営住宅事業（※2）	248	207	197	190	166	153	141	127	120
	小計	8,185	7,691	7,277	7,366	7,297	6,941	7,420	7,326	7,188
政令で定める事業	工業用水道事業	139	143	136	170	145	115	97	114	104
	電気事業・ガス事業	14	61	65	70	115	126	91	94	86
	港湾整備事業	51	43	47	52	40	44	40	32	29
	介護サービス事業（※1）	4	11	9	13	2	5	7	20	9
	市場事業・と畜場事業	48	302	72	182	74	95	100	95	46
	観光その他事業（※3）	16	5	13	16	10	11	11	9	7
	小計	272	565	342	503	386	396	346	364	281
計	8,457	8,256	7,619	7,869	7,683	7,337	7,766	7,690	7,469	

※1 病院事業と介護サービス事業は、地方債計画上同一項目のため、地方債計画額積算基礎等を用いて機械的に区分

※2 公営住宅事業は、地方債計画上は一般会計債の公営住宅事業に該当

※3 観光その他事業は、観光施設事業、駐車場事業及び産業廃棄物処理事業で構成

# 地方公共団体金融機構資金へのニーズ

## 1. 地方公共団体からの要望(H21.12 機構アンケート調査)

- ◆ 新規貸付要望が多いのは、学校教育施設等整備事業(561団体、全団体の30.4%)、過疎・辺地対策事業(425団体、23.0%)、一般事業(412団体、22.3%)、一般公共事業(377団体、20.4%)、地方道路等整備事業(335団体、18.2%)の順となっている。

(参考)現在の取扱い

学校教育施設等整備事業…大規模改造等の単独事業(継ぎ足し単独事業を除く)について、機構資金を充当  
 一般事業…消防・防災施設整備事業について、防災対策事業、緊急防災・減災事業として機構資金を充当  
 地方道路等整備事業…従前の通常事業分も含め、機構資金を充当

### 【主な事業の要望理由等】

#### ◆ 学校教育施設等整備事業

- 教育は行政の根幹ともいふべき事業であり、その基幹的施設の整備には長期かつ低利の資金が必要
- 耐震補強や統廃合によって全国的に事業が増大し、財政融資資金が不足すると思われる

#### ◆ 過疎・辺地対策事業

- 財政基盤が脆弱な団体への措置であり、長期かつ低利の資金が必要
- 過疎・辺地振興は重要課題であり、これらの地域の生活基盤整備等も地方共同法人である機構の役割
- 財政融資資金では償還期間が短く耐用年数に対応していない

## 2. 政令10事業の今後のニーズ(H29.9 調査)

(単位：億円)

	起債見込額	うち機構資金		起債見込額	うち機構資金
工業用水道事業	1,780	1,753	市場事業	2,085	1,509
電気事業	717	713	と畜場事業	168	163
ガス事業	427	427	観光施設事業	581	40
港湾整備事業	2,472	742	駐車場事業	75	73
介護サービス事業	642	637	産業廃棄物処理事業	82	3

(注)「起債見込額」は平成38年度までに起こす見込みの地方債の額を、「うち機構資金」は起債見込額のうち地方公共団体金融機構からの借入を希望する見込みの額を記載。

# 自主的かつ一体的な経営の確立

## 自主的かつ一体的な経営の確立

- 地方共同法人である機構（一般勘定）に対する国の関与は、違法行為の是正要求等、適法性のチェックのための必要最小限のものとなっている。
- 一方、公庫債権管理業務（管理勘定）に関する関与についても、旧公庫に比べれば限定的なものに止まっており、これまでの運用においても、機構全体の経営に特段の支障は生じていない。
- 設立後10年目を迎え、現行制度に則った運用を通じて、公庫債権の管理を適切に行いながら、地方公共団体に対する長期・低利の資金供給をはじめ、求められる役割を適切に果たしてきたところであり、地方共同法人として自主的かつ一体的な経営が、市場における評価も含め、確立・定着してきたものと認識。

<参考> 主な国の関与の変遷

### 旧公庫

根拠 (公庫法)	項目	関与の内容
§ 22	事業計画及び資金計画	4半期ごとの認可
§ 23	債券の発行	発行ごとの認可
§ 28	予算	主務官庁を通じ財務省に提出・調整、国会承認
§ 28	決算	主務官庁を通じ財務省に提出・承認、国会報告
§ 37	報告及び検査	この法律を施行するため必要があると認めるとき
§ 35	監督	この法律を施行するため必要があると認めるとき

### 機構（一般勘定）

根拠 (機構法)	項目	関与の内容
§ 34	事業計画及び資金計画	届出
§ 40	債券の発行	関与なし
§ 34	予算	届出
§ 36	決算	届出
§ 50	報告及び検査	違法行為等があったとき等
§ 51	是正要求	違法行為等があったとき等

### 機構（管理勘定）

根拠 (機構法)	項目	関与の内容
附 § 15	収支計画	公庫債権管理計画の年度ごとの認可 (債券の発行に関しては発行後に報告)
附 § 15	債券の発行	
附 § 15	予算	
§ 36	決算	届出
附 § 20	報告及び検査	管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度
附 § 20	改善要求	管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度

## 公庫債権金利変動準備金の活用

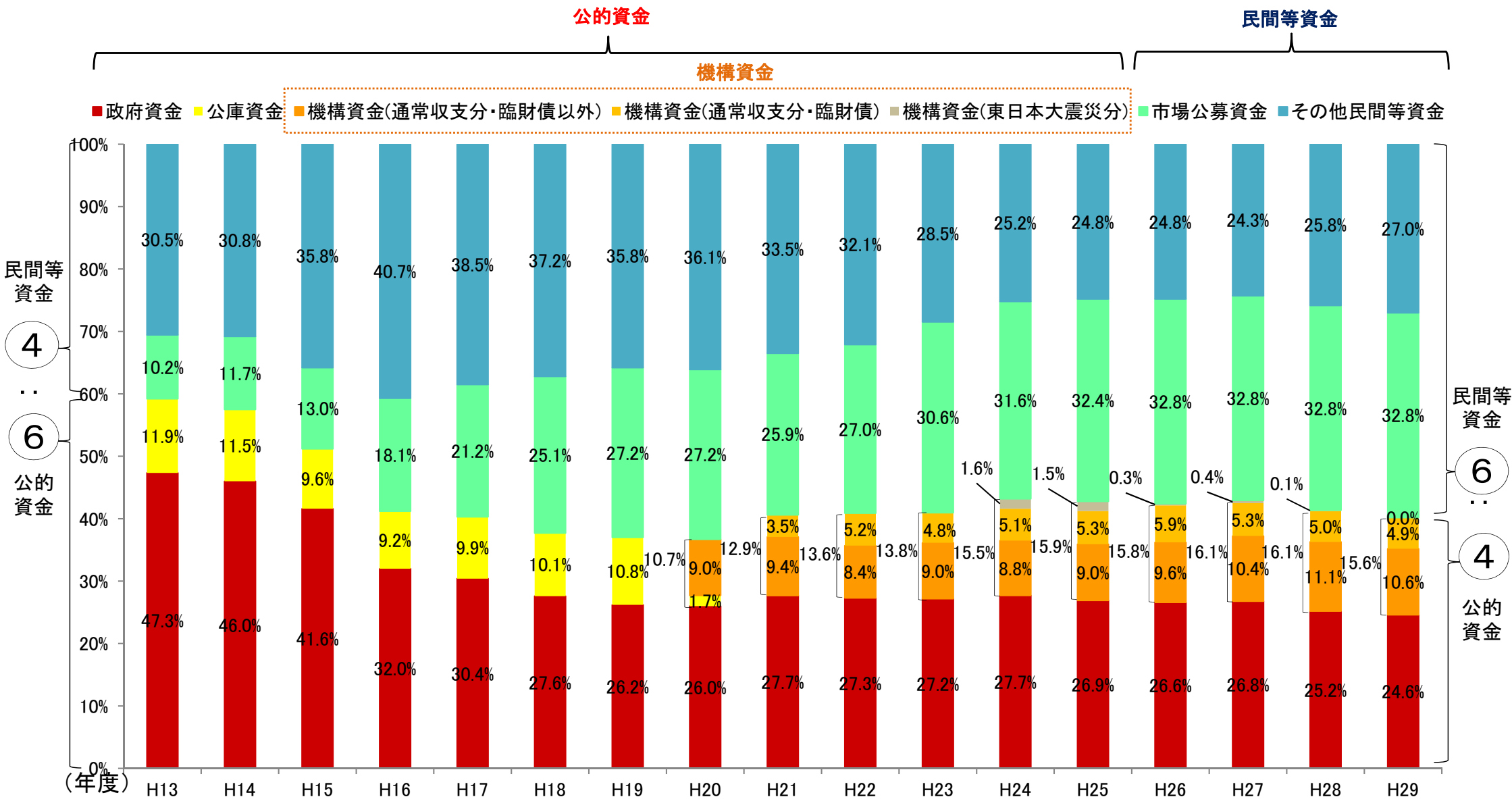
- 平成20年度以降、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を交付税財源等に活用。  
【過去の国への帰属実績】  
平成20年度：3,000億円（地域活性化・生活対策臨時交付金（平成20年度補正。6,000億円）の財源に活用）  
平成24年度：3,500億円、平成25年度：6,500億円（全額を交付税特会に繰り入れ、交付税の財源として活用）  
平成27年度：3,000億円、平成28年度：2,000億円  
（全額を交付税特会に繰り入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用（注））  
（注）平成29年度までの3年間で6,000億円以内を目途に国へ帰属（平成29年度は1,000億円）
- 平成29年度地方財政対策において、同年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内を目途に追加で国に帰属させ、交付税特会に繰り入れて、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用することとしている。
- 平成29年度は、当初活用することとしていた1,000億円を含め、4,000億円を活用。

### 公庫債権金利変動準備金の交付税財源への活用



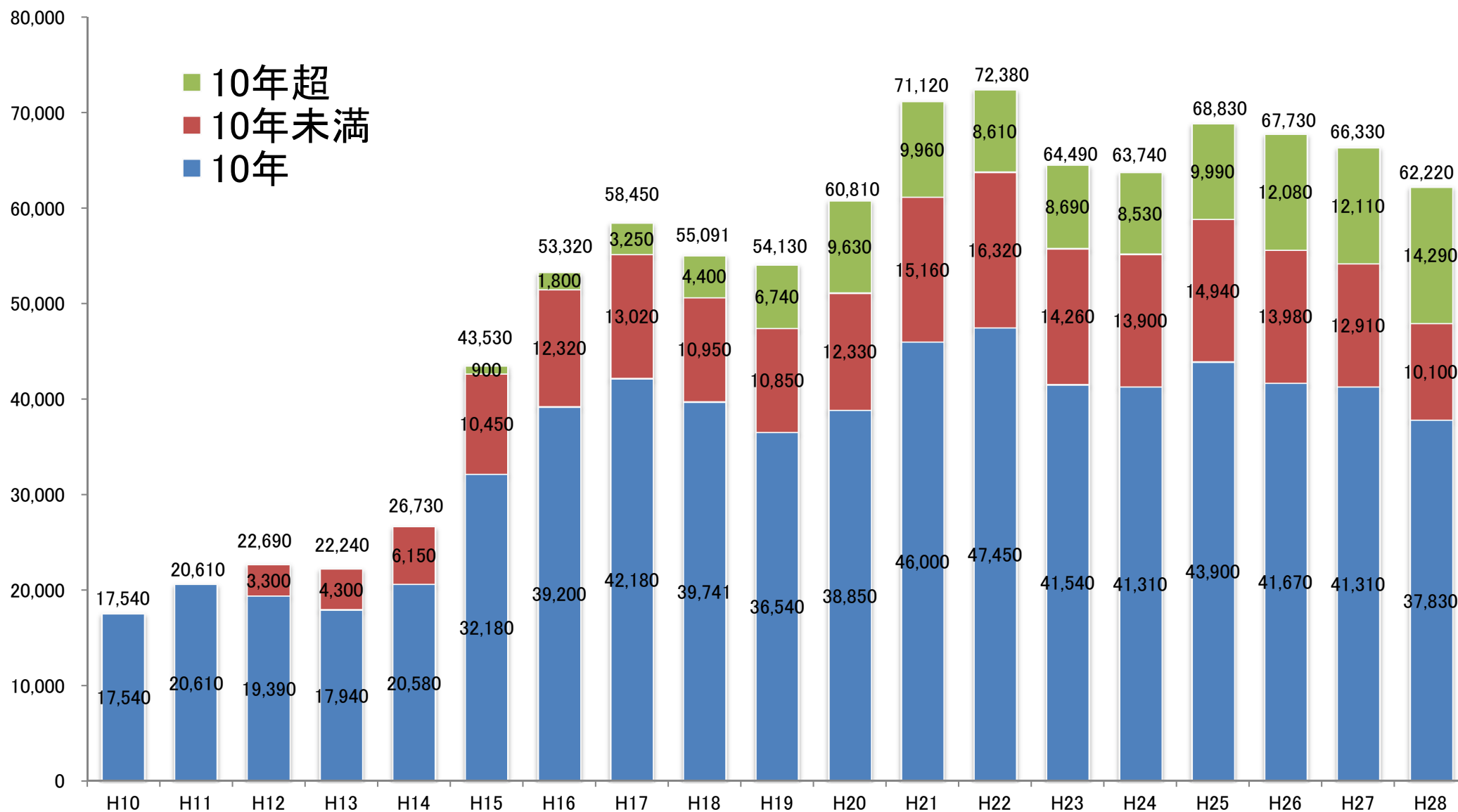
# 地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況

# 地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



# 全国型市場公募債の償還年限別発行額推移

単位: 億円



※外債を除く。

※H29年度(予定)の数値は平成29年4月報道発表資料ベースの数値。

出所: 地方債協会、総務省



## 全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

## 小規模団体における公募債の発行

- 現在、全国型市場公募地方債の発行団体は都道府県（35団体）・指定都市（20団体）のみであり、一回当たりの発行額は最も小さいものでも50億円（平成29年度）、年度合計の発行額は最も小さいものでも100億円（同）。
- 債券市場を通じて機関投資家に販売するためには、定期的に、一定規模以上の発行を行うことが必要と考えられること等を踏まえると、財政規模の小さい市町村にとって公募債の発行は難しいのが実状。
- なお、個人向けの住民参加型市場公募地方債は市町村でも発行実績があるが、主に地域住民（個人）向けであるため、発行額が小さく、短い年限（概ね5年以下）のみで長期資金の調達にはつながっていない。

### <平成29年度全国型市場公募地方債発行計画額>

団体名	発行計画額計
北海道	3,100
宮城県	950
秋田県	100
福島県	550
茨城県	600
栃木県	100
群馬県	500
埼玉県	3,600
千葉県	2,600
東京都 <sup>(注)</sup>	4,100
神奈川県	2,900
新潟県	1,200
福井県	430
山梨県	200
長野県	710

団体名	発行計画額計
岐阜県	350
静岡県	2,600
愛知県	3,100
三重県	200
滋賀県	100
京都府	1,900
大阪府	6,700
兵庫県	2,300
奈良県	300
島根県	400
岡山県	300
広島県	1,370
徳島県	350
高知県	100
福岡県	2,500

団体名	発行計画額計
佐賀県	100
長崎県	200
熊本県	500
大分県	300
鹿児島県	800
札幌市	1,350
仙台市	600
さいたま市	100
千葉市	700
横浜市	1,500
川崎市	1,060
相模原市	100
新潟市	200
静岡市	350
浜松市	200

(単位：億円)

団体名	発行計画額計
名古屋市	1,180
京都市	1,200
大阪市	2,300
堺市	200
神戸市	1,150
岡山市	100
広島市	700
北九州市	1,050
福岡市	1,400
熊本市	100
合計	61,650

(注) 東京都については、外債500億円を除く。

<出典> 総務省